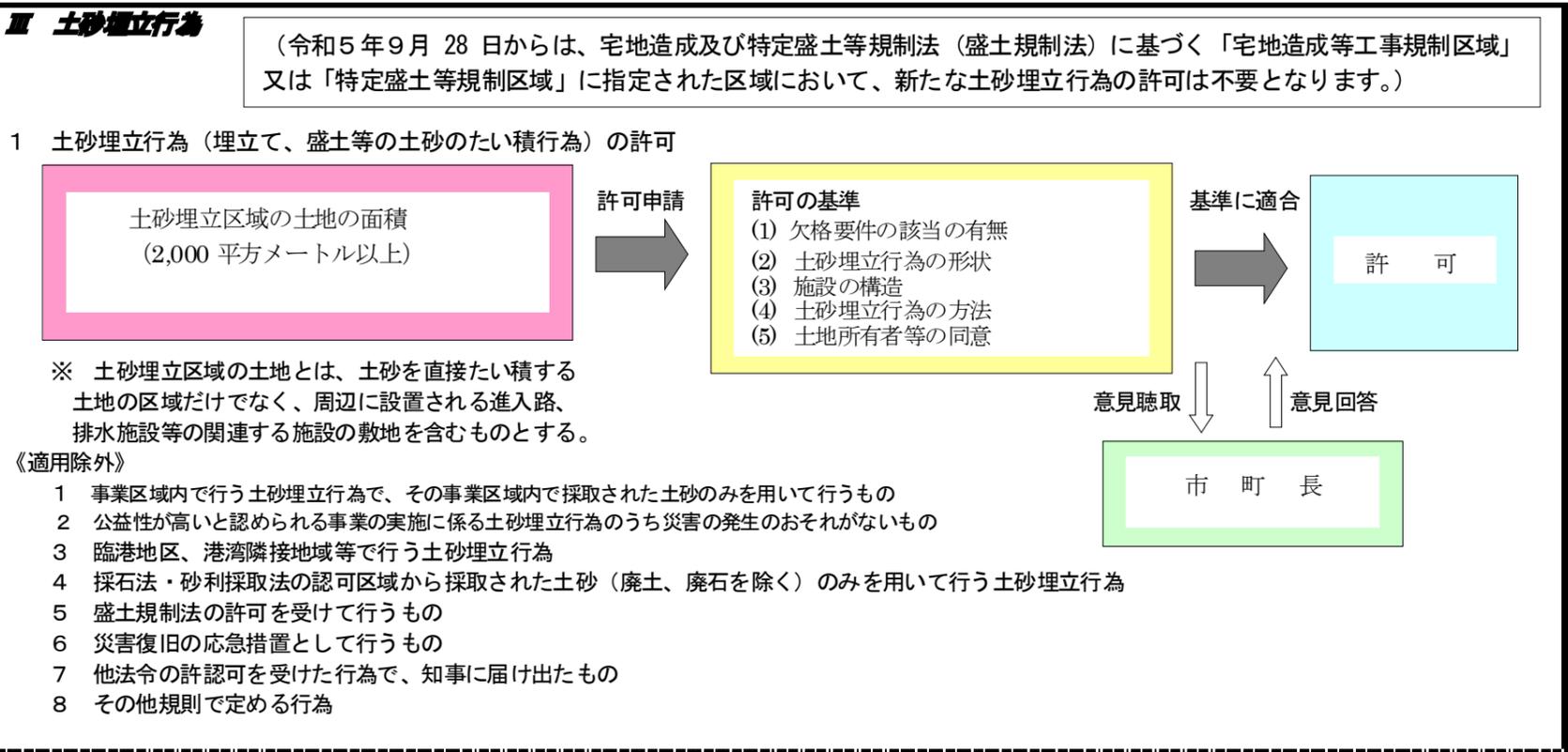
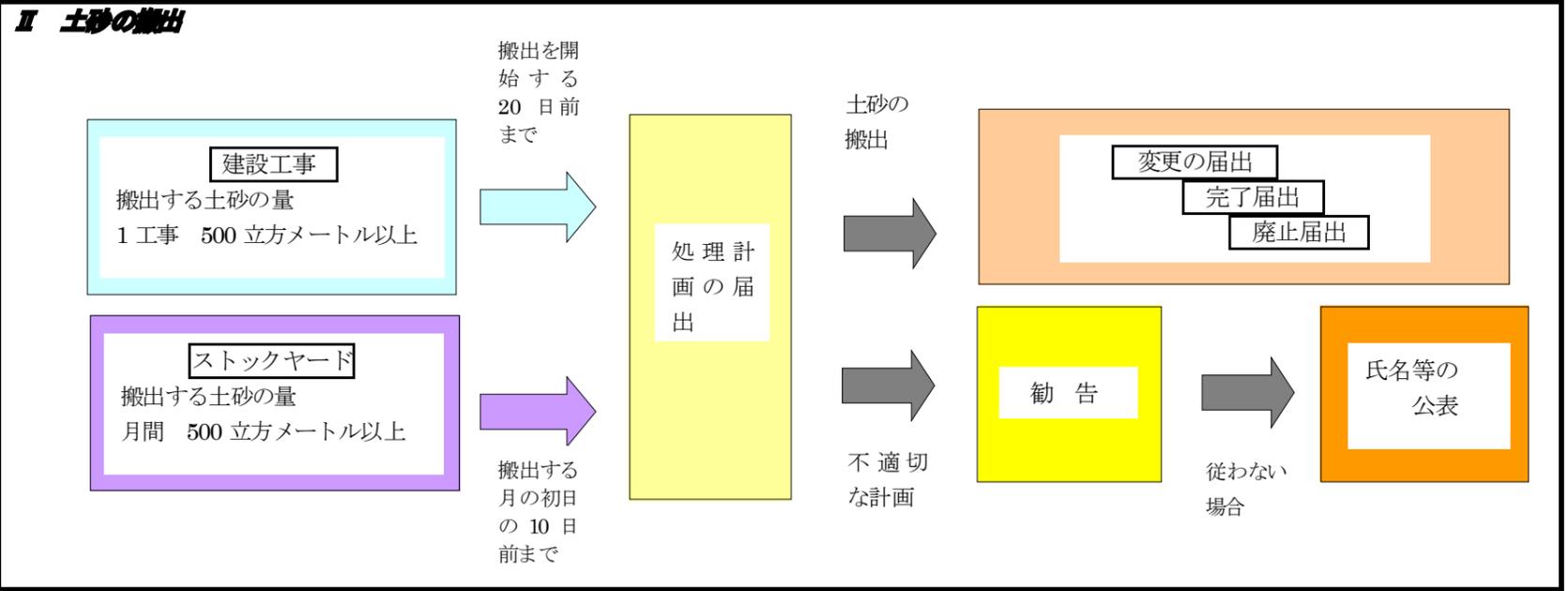
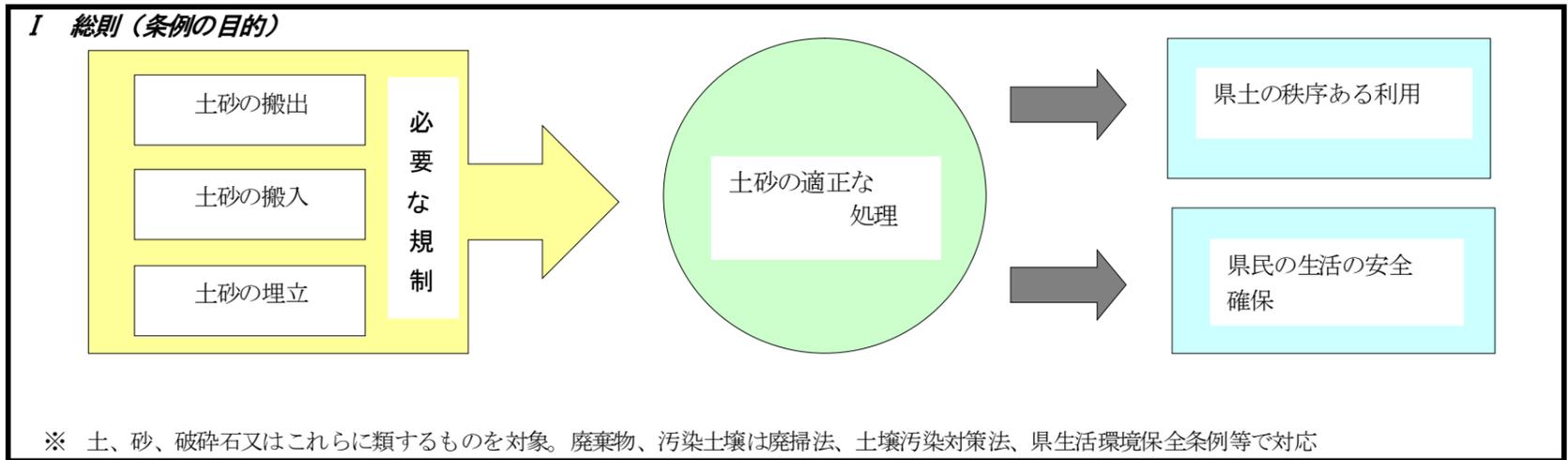


広島県土砂の適正処理に関する 条例の申請書等作成の手引

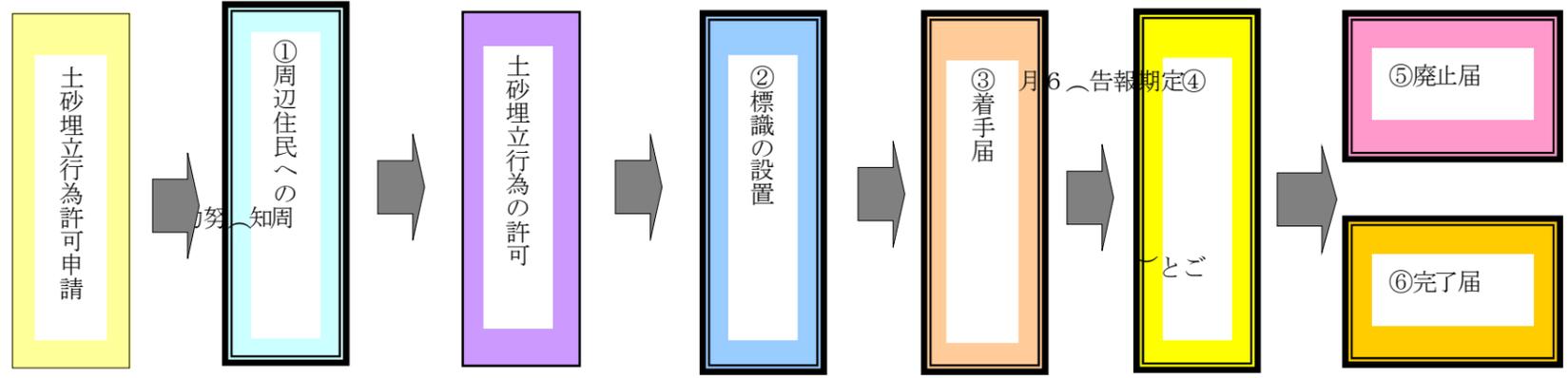
令和5年10月

広島県農林水産局
森林保全課

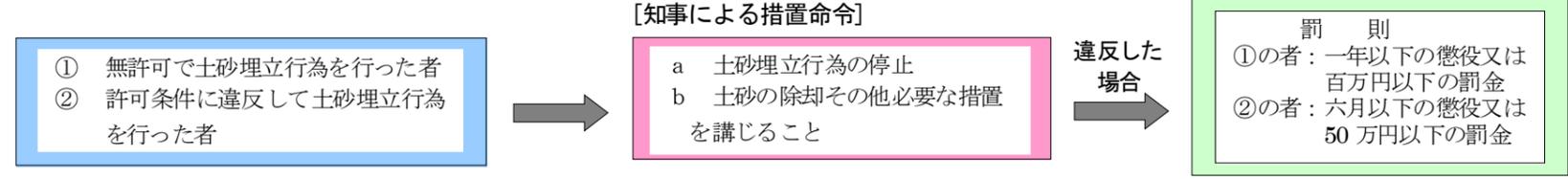
II 広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ



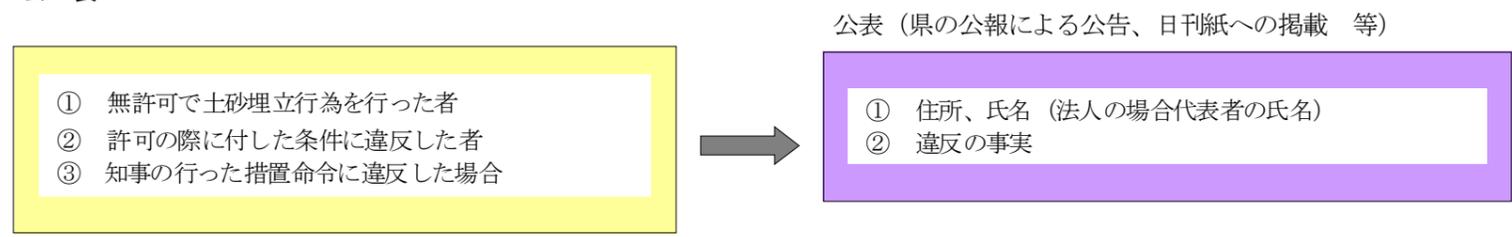
2 許可事業者の義務



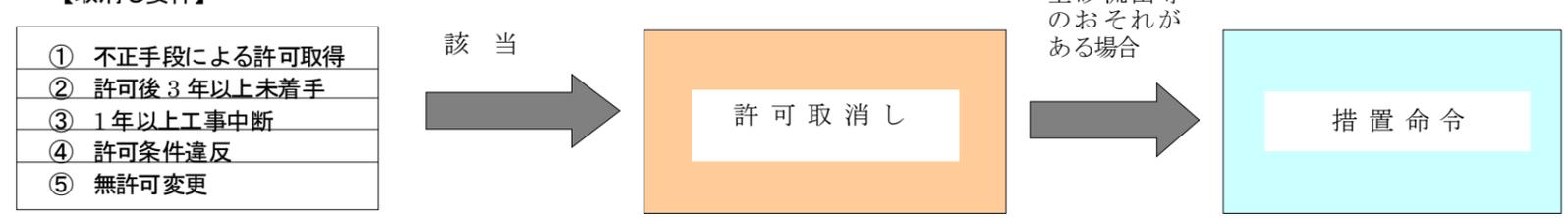
3 措置命令



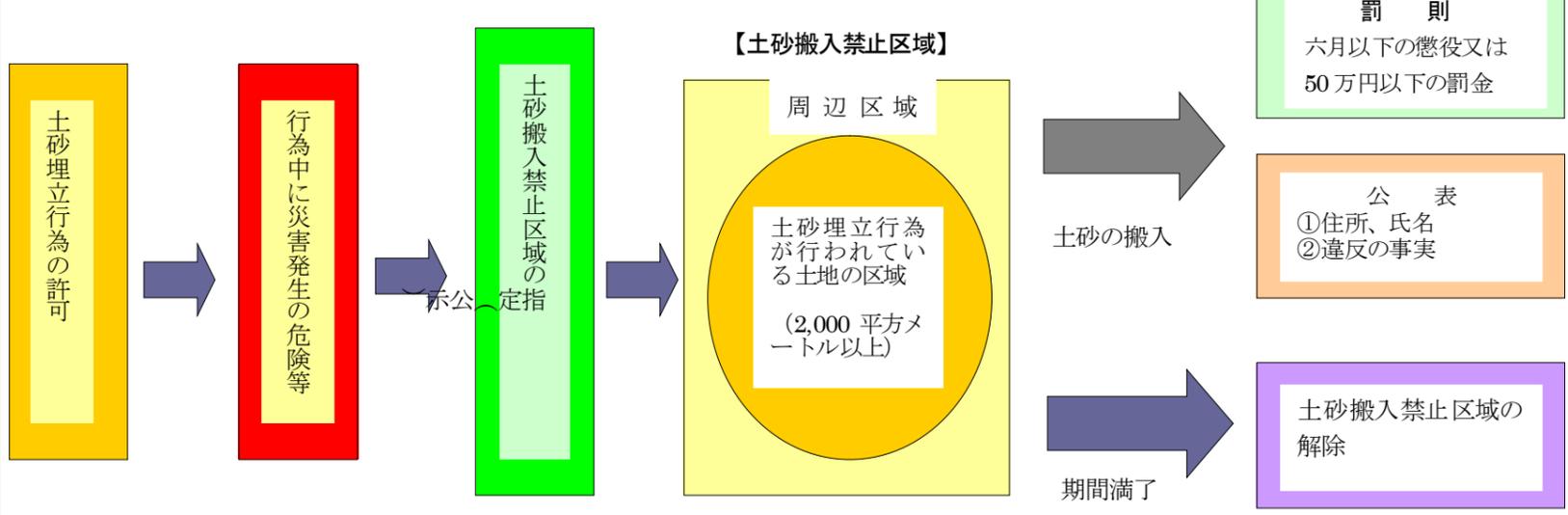
4 公表



5 許可の取消し
【取消し要件】

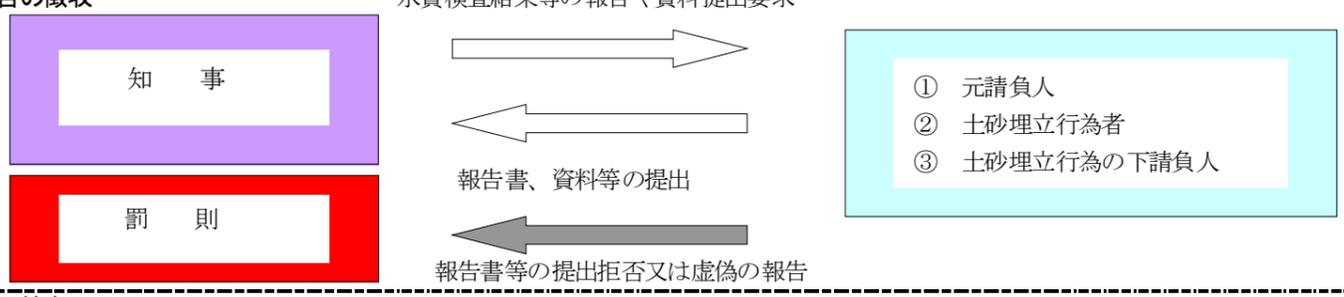


IV 土砂搬入禁止区域

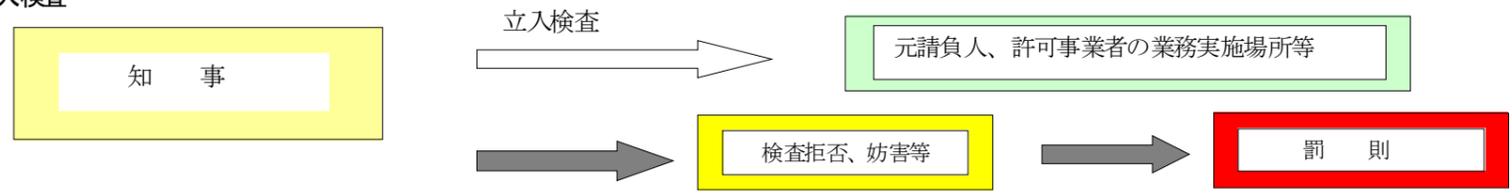


V 運用

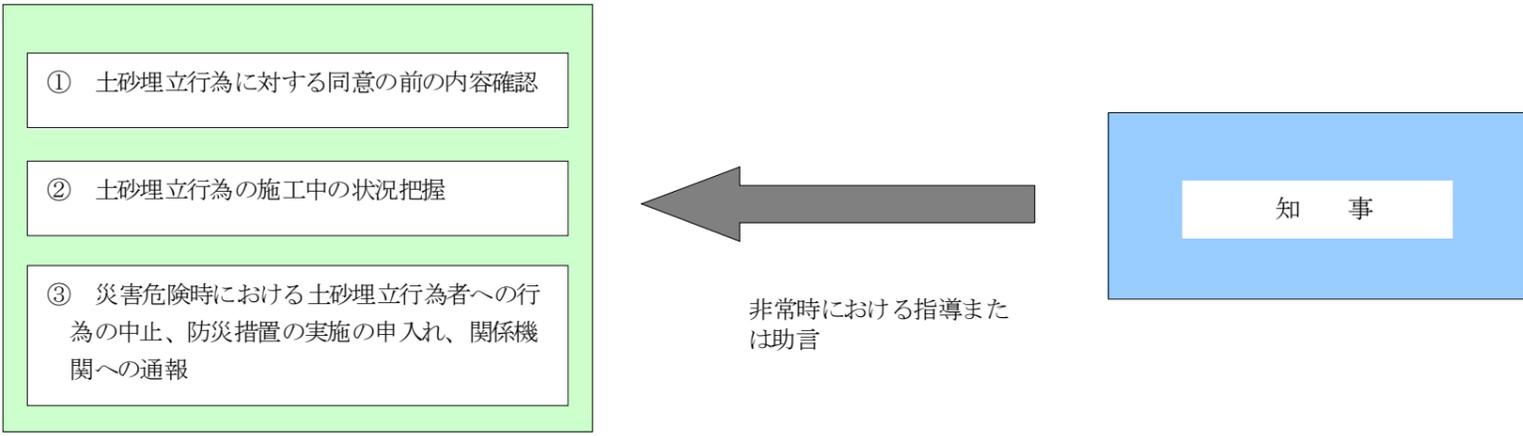
1 報告の徴収



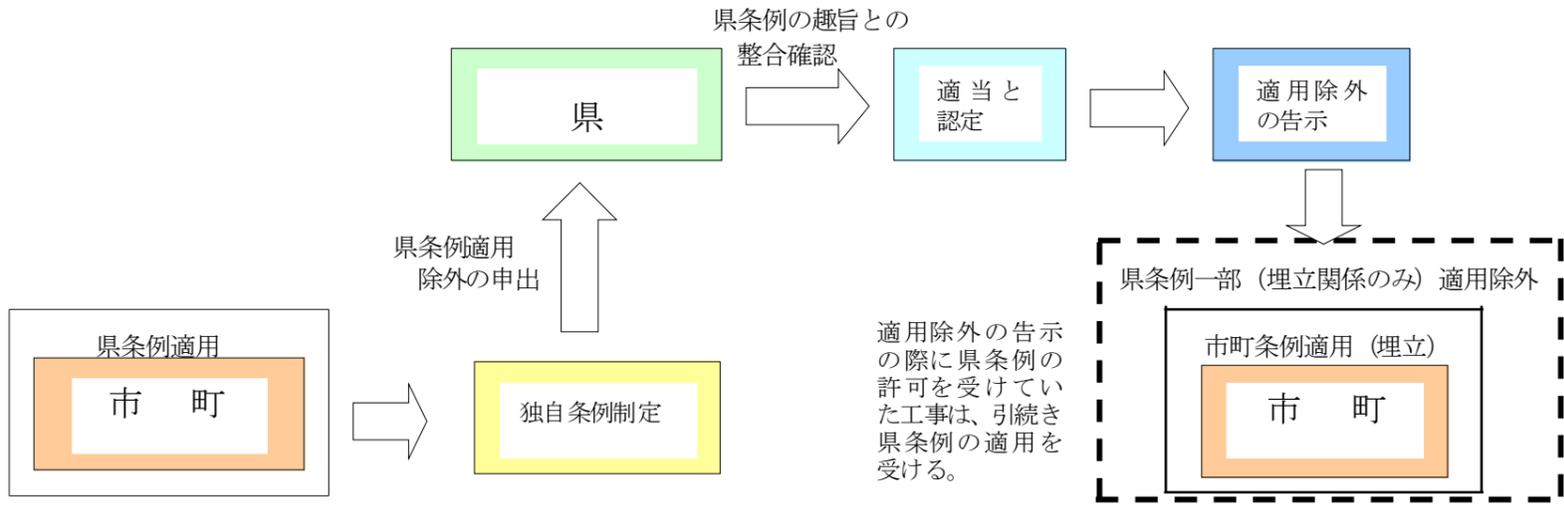
2 立入検査



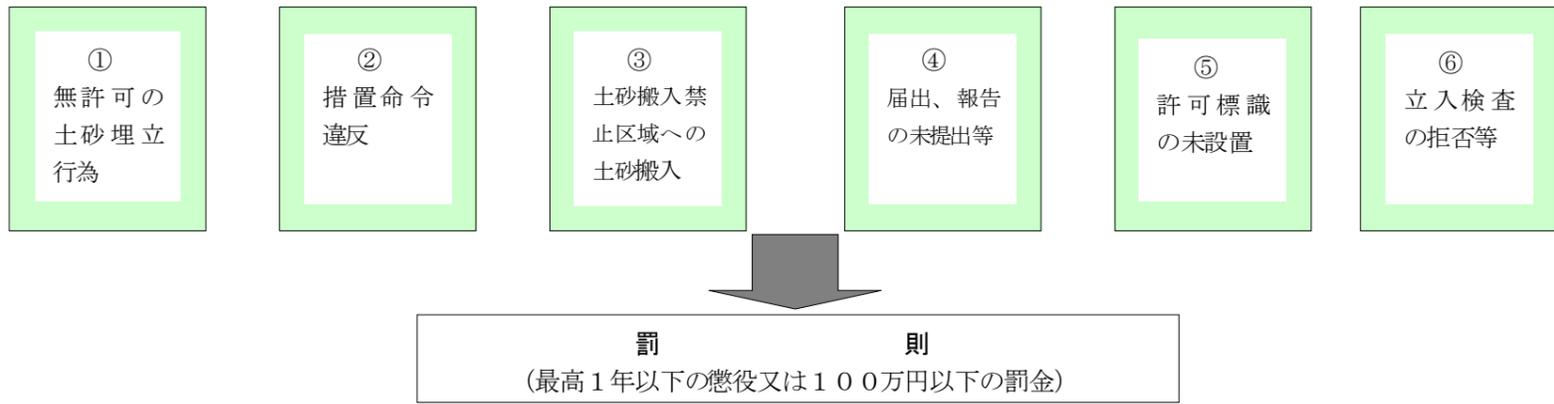
3 土地所有者の義務



4 市町との関係



罰則



目 次

I	広島県土砂の適正処理に関する条例について	・・・ p1-1
II	広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ	・・・ p2-1
III	広島県土砂の適正処理に関する条例の手続フロー	
	1. 土砂の搬出の届出手続フロー	・・・ p3-1
	2. 土砂埋立行為許可の手続フロー	・・・ p3-2
IV	土砂の搬出の届出手続	
	1. 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出）	・・・ p4-2
	2. 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出）	・・・ p4-8
	3. 土砂の搬出の変更届出手続	・・・ p4-13
	4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続	・・・ p4-17
	5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続	・・・ p4-21
V	土砂埋立行為許可申請手続	
	1. 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）許可申請手続	・・・ p5-2
	2. 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請手続	・・・ p5-26
	3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出手続	・・・ p5-46
	4. 土砂埋立行為変更許可申請手続	・・・ p5-49
	5. 土砂埋立行為の軽微な変更届出手続	・・・ p5-52
	6. 土砂埋立行為の着手届出手続	・・・ p5-56
	7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告手続	・・・ p5-59
	8. 土砂埋立行為の完了（廃止）届出手続	・・・ p5-63
	9. 土砂埋立行為の承認届出手続	・・・ p5-67
	10. 土砂埋立行為譲受許可申請手続	・・・ p5-70
VI	土砂の搬出の届出及び土砂埋立行為許可後の主な留意事項	
	1. 土砂の搬出の届出後の主な留意事項	・・・ p6-1
	2. 土砂埋立行為許可を受けた後の主な留意事項	・・・ p6-2
VII	申請書等の提出窓口及び許可等の権限者	・・・ p7
VIII	土砂条例【Q&A】	・・・ p8-1

I 広島県土砂の適正処理に関する条例について

1 目的

土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保すること。

2 責務

(1) 発注者

建設工事の元請負人に対して土砂の適正な処理を指示するよう努める。

(2) 元請負人

土砂の適正処理並びに土砂搬出経路周辺の生活の安全及び生活環境の保全に努める。

(3) 土砂埋立行為を行う者

土砂の崩落等を防止するとともに、土砂埋立区域周辺の生活環境の保全に配慮する。

(4) 土地所有者

土砂埋立行為による土砂の崩落等が発生するおそれのある場合は、土地を使用させることのないよう努める。

(5) 県

無秩序な土砂埋立行為を防止するための施策の総合的推進及び市町の施策の総合調整を行うとともに、市町と連携して土砂埋立行為を監視する体制の整備に努める。

3 土砂の搬出に係る規定

(1) 土砂の搬出の届出

500m³以上の土砂（一時たい積場については500m³/月以上）を事業区域外へ搬出するときは、土砂の搬出に係る計画を定め、知事に届け出なければならない。

[適用除外]

ア 採石法又は砂利採取法の認可に係る区域で採取された土砂の搬出（廃土石を除く）

イ 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂の搬出 等

(2) 勧告等

知事は、土砂搬出に係る各種届出の内容が適当でないとき認めるときは、届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、知事は、届出者が勧告に従わない場合は、氏名等を公表することができる。

4 土砂埋立行為に係る規定

(1) 土砂埋立行為（埋立て、盛土、たい積）の許可

土砂埋立区域の面積が2,000 m²以上の土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。

※ 令和5年9月28日から、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定された区域においては、新たな土砂埋立行為の許可は不要となります。

[適用除外]

ア 採石法又は砂利採取法の認可に係る区域で採取された土砂のみを用いた土砂埋立行為（廃土石を除く）

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定による許可等を受けて行う土砂埋立行為

ウ 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂埋立行為

エ 条例施行規則で定める公益性が高いと認められる事業に係る土砂埋立行為のうち土砂の崩落等の発生のおそれがないもの

オ 条例施行規則で定める法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為であって、あらかじめ届け出たもの 等

(2) 許可の基準等

- ① 土地所有者及び土地に権利を有する者の同意を得ていること。
- ② 土砂の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。
- ③ 知事は、許可を行う場合は、土砂埋立区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。等

(3) 申請者及び許可事業者の義務等

- ① 土砂埋立区域の周辺住民に対し、土砂埋立行為の概要を周知するよう努めること。
- ② 土砂埋立区域の見やすい場所に標識を掲示すること。
- ③ 土砂埋立行為の利害関係人の求めに応じ、知事に提出した書類の写しを閲覧させること。
- ④ 定期的（6月ごと）に、土砂埋立行為の状況を知事に報告すること。 等

(4) 措置命令・許可の取消等

- ① 知事は、許可を受けず土砂埋立行為を行った者、許可の条件に違反した者などに対し、必要な措置を取るよう命じることができる。
- ② 知事は、不正な手段により許可を受けた者などの許可を取り消すことができる。
- ③ 知事は、許可を受けず土砂埋立行為を行った者、許可の条件に違反した者などの氏名等を公表することができる。

5 土砂の搬入に係る規定

(1) 土砂搬入禁止区域の指定

知事は、土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土砂埋立区域（2,000㎡未満を除く）及びその周辺の土地を、6月以内で期間を定めて、土砂搬入禁止区域として指定することができる。

(2) 土砂の搬入の禁止等

何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならず、知事は、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等を公表することができる。

6 土地所有者の義務等

(1) 土地所有者の義務

- ① 土砂埋立行為に係る同意をするときは、事業の内容を十分確認すること。
- ② 土砂の崩落等の発生を防止するため、土砂埋立行為の施工状況を把握するよう努めること。
- ③ 土砂の崩落等が発生し、または発生のおそれがあることを知ったときは、土砂埋立行為を行う者に対し、土砂埋立行為の中止等を求めるとともに、関係機関に通報すること。

(2) 土地所有者等に対する指導

知事は、土砂埋立行為により土砂の崩落等が発生するおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し必要な指導又は助言をすることができる。

7 市町との関係

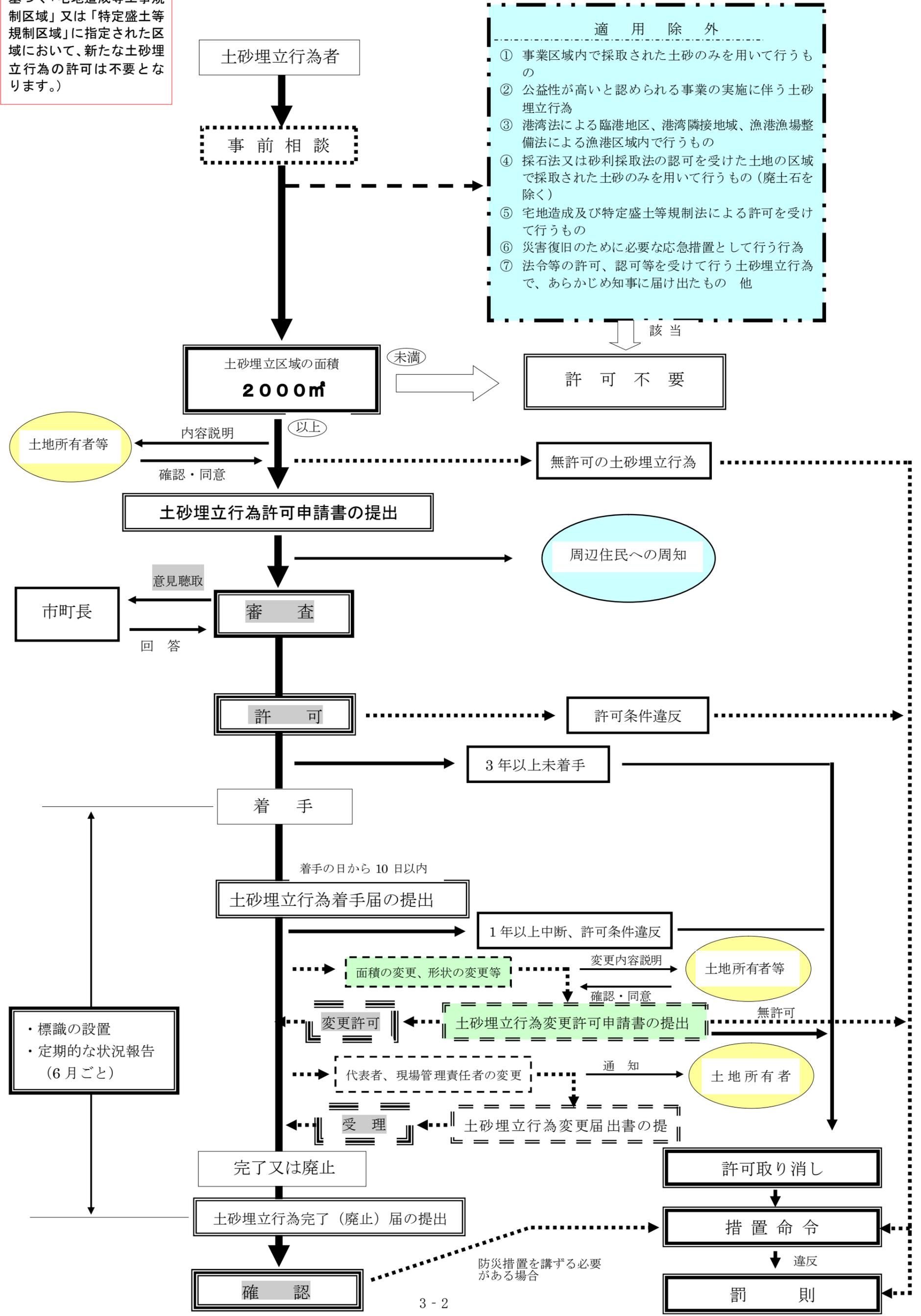
市町が地域の実情に応じて土砂埋立の適正処理を推進するために制定する条例について、本条例の趣旨に則したものとして知事が認めるときは、当該市町の区域には、本条例は、適用しない。

8 罰則

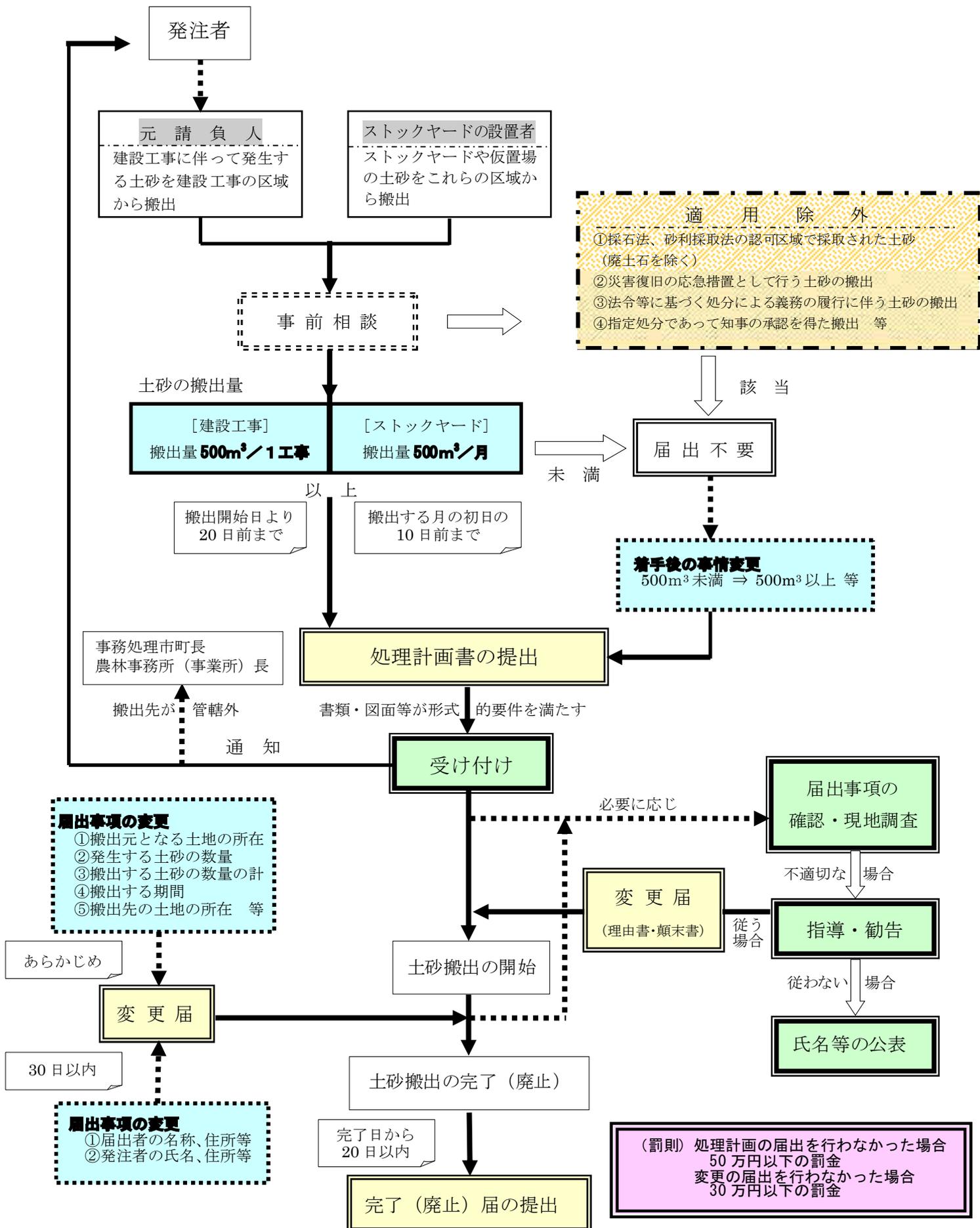
- (1) 許可を受けずに土砂埋立行為を行った者などは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (2) 土砂埋立行為に係る知事からの措置命令に違反した者などは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (3) 土砂の搬出に係る届出をしなかった者、土砂埋立行為に係る報告をしなかった者などは、50万円以下の罰金に処する。
- (4) 土砂の搬出の変更に係る届出をしなかった者などは、30万円以下の罰金に処する。

(令和5年9月28日からは、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定された区域において、新たな土砂埋立行為の許可は不要となります。)

2. 土砂埋立行為許可 手続フロー



1. 土砂の搬出の届出 手続フロー



***IV* 土砂の搬出の届出手続**

目 次

<土砂の搬出の届出手続>

- ◎ 土砂を搬出する方への留意事項 . . . p4-1

- 1 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-2
 - (2) 土砂処理計画届出書（法第8条第1項） . . . p4-3
 - (3) 土砂処理計画書作成要領 . . . p4-5

- 2 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-8
 - (2) 一時たい積土砂処理計画届出書（法第9条第1項） . . . p4-9
 - (3) 一時たい積土砂処理計画書作成要領 . . . p4-11

- 3 土砂の搬出の変更届出手続
 - (1) 土砂の搬出の変更届出の編さん順序 . . . p4-13
 - (2) 処理計画変更届出書（法第10条第1項又は第2項） . . . p4-14
 - (3) 処理計画変更届出書作成要領 . . . p4-16

- 4 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続
 - (1) 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序 . . . p4-17
 - (2) 土砂搬出完了（廃止）届出書（法第15条） . . . p4-18
 - (3) 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領 . . . p4-19

- 5 届出を要しない土砂の搬出の認定手続
 - (1) 届出を要しない土砂の搬出協議の編さん順序 . . . p4-21
 - (2) 届出を要しない土砂の搬出協議書
（規則第5条第1項又は第9条第1項） . . . p4-22
 - (3) 届出を要しない土砂の搬出の取扱い方針 . . . p4-26

◎ 土砂を搬出する方への留意事項

1 土砂等について

- ① 建設発生土に、コンクリートガラ等の廃棄物が混入している場合は、事業区域内で土砂と廃棄物を選別した後、それぞれ適正な処分先へ搬出するか、全体を廃棄物として産業廃棄物最終処分場又は中間処理施設へ搬出してください。

なお、取扱いについては、当該工事箇所を所管する県厚生環境事務所（広島市、呉市、福山市の区域においては、各市の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所掌する部局）に相談してください。

- ② 次のような土地から発生する土砂を搬出する場合には、事前に当該土砂の土壌分析を実施し、汚染土壌に当たらないことを確認してから搬出する必要がある場合があります。

なお、土壌調査の必要性の有無等については、当該工事箇所を所管する地域事務所厚生環境局（広島市、呉市、福山市の区域においては各市の「土壌汚染対策法」を所掌する部局）に相談してください。

- i 工場・事業場として使用された土地
- ii 上流で工場又は事業場からの排水が行われている河川又は湖沼
- iii 薬品等により土壌改良等の処理をした地域
- iv 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- v その他、臭気のある土壌、土壌又は水質に異変が認められる地域等

2 搬出先について

- ① 搬出先となる残土処分場等が、設置に当たって法令の許可等を必要とする場合は、当該許可等の取得状況について、許可書等により確認することとし、必ず許可等が取得された後に土砂の搬出を開始してください。
- ② あらかじめ搬出先の施行状況や搬入経路となる道路の交通量及び沿線の状況等について調査した上で、最適な搬出先を決定してください。
- ③ 土砂の運搬を他の業者に委託する場合は、過去の実績等から信頼の置ける業者を選定してください。
- ④ 搬出先からの定期的な聴き取り等により、搬出された土砂が、契約している処分場等へ適正に処分されていることを常に確認してください。

3 処理結果の報告等

- ① 建設工事の区域からの搬出については、工事によって発生した土砂を、届け出た処理計画書に従って記載した搬出先に全て搬出した場合を、一時的な積場所からの搬出については、当該月の搬出が終了した場合を「搬出の完了」としてください。
- ② 処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、変更届ではなく本条例による廃止届を提出してください。

1. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<建設工事からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第8条第1項又は第11条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂処理計画書（規則様式第1号）	
2	建設工事の区域を示す図面	
3	搬出先とする土地の位置図	
4	搬出先とする土地の区域図	
5	建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

(表面)

土 砂 処 理 計 画 届 出 書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、
名称並びに代表者
の氏名)

第8条第1項
広島県土砂の適正処理に関する条例 第11条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		
建設工事の内容	種 別	土木工事 建築工事
	概 要	
建設工事の区域の所在		
建設工事の区域の面積		m ²
の 概	建設工事に係る法令等による許可等	法令等の名称
		許可等の処分の状況
要 発注者	住 所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
建設工事に伴って発生する土砂の数量等	数 量	m ³
	利用等の (状況及び) 計画	
搬出する土砂の数量の合計		
搬 出 す る 期 間		
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m ³
	1日当たりの延べ運搬車両台数	台

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂処理計画届出書作成要領（様式第1号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

元請負人の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事の名称」及び「建設工事の内容」

「建設工事の名称」については、当該工事の工事名、事業名等を記載するものであり、例えば「〇〇道路改良工事」など、当該建設工事の概要がわかる名称を記載すること。また、「建設工事の内容」の項目のうち、「種別」を記載する欄については、該当しないものを二重線で消去し、「概要」を記載する欄については、「延長〇〇m、幅員〇〇m」のように、当該建設工事の規模等が把握できる程度に工事の概要を記載すること。

(5) 「建設工事の区域の所在」

建設工事の区域とは、原則として工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。一定地域の道路維持修繕工事等を年間契約で請負った場合は、施工箇所ごとに500m³以上の土砂の搬出があるか否かを判断し、500m³以上の搬出がある箇所ごとに処理計画の届出を行うこと。

「建設工事の区域の所在」については、原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、建設工事区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(6) 「建設工事の区域の面積」

工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(7) 「建設工事に係る法令等による許可等」

「法令等の名称」の欄には、該当する条項まで記載すること。また、「許可等の処分の状況」の欄には、手続中、申請中、許可済等、処分の状況及びその年月日を記載すること。

(8) 「建設工事に伴って発生する土砂の数量等」

当該建設工事における切土や掘削等の土工事の実施によって生じる全ての土砂の数量（計画量）を記載すること。また、「利用等の計画又は状況」の欄には、発生する土砂の利用計画を「埋め戻し用〇〇m³、△△工事への流用□□m³、残土として処分××m³」のように利用計画ごとに具体的に記入すること。

土量は全て地山土量で記載するものとし、ほぐし土量の場合は地山土量に換算するものとする。

(9) 「搬出する土砂の数量の合計」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する数量を記載すること。

(10) 「搬出する期間」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する土砂の全てを搬出先に運び入れるのに必要な期間であり、当該建設工事の請負期間ではない。

(11) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(12) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。なお、搬出車両の許容積載重量をもとに記載すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(14) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(15) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(8)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(16) 土砂の搬出先に係る事項の「打合せ状況」

土砂の搬出先（受入地）の関係者との受入れについての打合せ状況を、「〇〇年〇〇月〇〇日に打合せ（承諾取得）済み」のように記載すること。

(17) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等の許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「建設工事の区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面」

縮尺 50,000 分の 1 程度で、道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を 1 枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を 1 枚の図面で兼用しても構わない。

2. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<一時たい積行為を行う土地からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第9条第1項又は第12条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂処理計画書（規則様式第2号）	
2	一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面	
3	搬出先とする土地の位置図	
4	搬出先とする土地の区域図	
5	一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

（表面）

一時たい積土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称並びに代表者
の氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第1項 第12条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

一時たい積行為を行う土地の区域の所在		
一時たい積行為を行う土地の区域の面積	m ²	
搬出する土砂の数量の合計	m ³	
搬 出 す る 期 間		
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m ³
	1日当たりの延べ運搬車両台数	

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 (内線) 担当者		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 一時的たい積土砂処理計画届出書作成要領（様式第2号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

一時的たい積行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「一時的たい積行為を行う土地の区域の所在」

一時的たい積を行っている土地の区域の所在場所を原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(5) 「一時的たい積行為を行う土地の区域の面積」

実際に、土砂を一時的たい積する区域の面積を記載すること。ただし、一時的たい積行為を行うに当たり関連する土地（一時的たい積行為を行うために設置する必要がある排水施設敷地等）がある場合は、その区域も含めて記載すること。

(6) 「搬出する土砂の数量の合計」

届出に係る月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量を記載すること。

(7) 「搬出する期間」

月単位で記載すること。

(8) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間（月単位）内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(9) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(11) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(12) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等の許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「一時的な積行為を行う土地の区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「一時的な積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面」

縮尺 50,000 分の 1 程度で道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を1枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を1枚の図面で兼用しても構わない。

3. 土砂の搬出の変更の届出の編さん順序

●土砂の搬出の変更届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第10条第1項又は第2項、第11条第2項、第12条第2項関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	処理計画変更届出書（規則様式第3号）	
2	搬出先とする土地の位置を示す図面	※
3	搬出先とする土地の区域を示す図面	※
4	建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	※
5	一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	※
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

- 注) 1. 番号4については、建設工事からの搬出（条例第8条第1項又は第11条第1項関係）の届出の変更があった場合のみに添付すること。
2. 番号5については、一時たい積行為を行う土地からの搬出（条例第9条第1項又は第12条第1項関係）の届出の変更があった場合のみに添付すること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については、搬出場所が追加又は変更となる場合に添付すること。
4. 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

処理計画変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 〔法人にあっては、
名称及び代表者
の氏名〕

第10条第1項
第10条第2項
第11条第2項
第12条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在	
処理計画届出年月日	年 月 日
変 更 内 容 変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
連 絡 先	電話番号 (内線) 担当者

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※第3号参考資料 搬出先等の変更の場合はこの資料を参考に変更内容を記載してください。

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称		許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称		許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称		許可等の処分の状況
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号	(内線)	
	担当者		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 処理計画変更届出書作成要領（様式第3号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 根拠条項

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

当初知事に届け出た「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（様式第2号）の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「変更内容」

届け出ている処理計画書の記載内容のうち、今回変更する事項について、変更前と変更後が対比できるように記載すること。（変更事項が複数ある場合は、変更する内容ごとに変更前・変更後で共通の項番を付すなどして、対応するものが明確にわかるように記載すること。）

(7) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて、理由をわかりやすく記載すること。

添付図面作成要領

- 変更届出の理由が新たな搬出場所の追加又は搬出先の変更の場合に、新たな搬出先となる土地の位置及び区域を示す図面、並びに搬出先とする土地までの経路を示した図面を添付すること。

4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序

●土砂の搬出の完了（廃止）届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第15条関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	土砂搬出完了（廃止）届出書（規則様式第4号）	
2	その他知事が必要と認める書類及び図面	

土砂搬出完了（廃止）届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為に係る土地の区域の所在		
処 理 計 画 届 出 年 月 日		年 月 日
搬出した土砂の数量の合計		m ³
土砂搬出完了（廃止）年月日		年 月 日
搬出先に係る事項1	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
搬出先に係る事項2	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
搬出先に係る事項3	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
	搬出した土砂の数量	
連 絡 先	電話番号 (内線) 担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号

搬出場所指定処分建設工事一覧表

協議者(発注者名): _____

No.	工事名	工事種別	工事の場所	搬出予定土量 (m ³)	搬出予定期間	搬出先の名称等	搬出先の所在	土砂埋立行為を行う者の氏名(名称)	備考
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							

4-23

- 注 1 工事名については、建設工事ごとに記載するとともに発注年度も記載すること。
 2 工事種別欄の「土木・建築」は、不要なものを二重線で削除すること。
 3 工事の場所及び搬出先の所在については、地番まで記載すること。複数存在する場合は、代表地番を記載し残りは「外○筆」と記載すること。
 4 搬出予定期間については、 ○○年○月○日 ～ ○○年○月○日と記載すること。

◎ 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領（様式第4号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「標題部」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

(2) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(3) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（様式第2号）の「一時たい積行為を行う土地の区域の所在」の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「搬出した土砂の数量の合計」

搬出する期間内に、区域外へ搬出した土砂の実数量を地山土量で記載すること（一時たい積行為の場合は、ほぐし土量）。

(7) 「土砂搬出完了（廃止）年月日」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

①完了の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

当該建設工事で発生した土砂のうち区域外で処理するものについて、処理計画書に記載した搬出先へ全て搬出し終えた日を記載する。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

月ごとに当該搬出を行った最終日を記載すること。

②廃止の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

建設工事から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³）未満になることが明らかになった日を記載すること。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

一時たい積行為を行う土地から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³/月）未満になることが明らかになった日を記載すること。

(8) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

全ての土砂の搬出先を記載すること。なお、記載する事項は処理計画書又は処理計画変更届出書の所在場所とすること。

(9) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

全ての搬出先の土砂埋立行為を行う者を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出した土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出した土砂の数量の合計」と一致すること。

5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続の編さん順序

●届出を要しない土砂の搬出の認定手続に必要な書類・図面一覧表

(規則第5条第1号又は第9条第1項関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	届出を要しない土砂の搬出協議書（取扱い方針様式1、2号）	
2	搬出場所指定処分建設工事一覧表（取扱い方針様式3、4号）	
3	搬出先とする土地の位置を示す図面（取扱い方針3の(3)の①）	※
4	搬出先とする土地の区域を示す図面（取扱い方針3の(3)の①）	※
5	搬出先の他の法令等の許可書等の写し（取扱い方針3の(3)の②）	※
6	搬出先への受け入れ確認資料（協定書又は契約書の写し等） （取扱い方針3の(3)の③）	※
7	土砂の適正処理体系を表す資料（取扱い方針3の(3)の④）	※
8	その他知事が必要と認める書類及び図面	

- 注) 1. 「取扱い方針」とは、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」のことである。
2. 規則第5条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第1号及び第3号とし、規則第9条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第2号及び第4号とすること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については、国又は地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合、添付を省略することができる。

(別記)
様式第1号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号の適用
について（協議）

別紙「搬出場所指定処分建設工事一覧表」の建設工事に関する土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」3の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（発注者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注) 国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の1～4を省略することができる。

様式第2号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号

住 所
氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第9条第1号の適用
について（協議）

別紙の一時たい積場所からの土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」3の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（一時たい積行為者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注） 国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の1～4を省略することができる。

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針

1 承認要件

- (1) 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第56号。以下「規則」という。）第5条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 搬出先として土砂処分場を指定する場合は、当該土砂処分場について残土券による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (2) 規則第9条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 特定の工事等への再利用を目的とした一時たい積行為であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 記録簿等による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、建設副産物対策広島ブロック会議又は広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議で調整済みの工事（搬出先として再資源化施設を指定している場合を除く。）に係る土砂の搬出については、当該工事の発注者が調整されたことを確認できる資料を知事に提出することによって、規則第5条第1号又は規則第9条第1号による知事の同意があったものとみなすこととするが、資料提出後に調整した搬出先を変更する必要がある場合は、その都度、本取扱い方針の5及び8による処置を講ずるものとする。

2 協議者

協議者は、1-(1)においては建設工事の発注者、1-(2)においては一時たい積行為を行う者であること。

3 協議方法

- (1) 協議様式は、1-(1)の場合は様式第1号及び「搬出場所指定処分建設工事一覧表」（様式第3号）によることとし、1-(2)の場合は様式第2号及び「搬出先を指定する一時たい積行為一覧表」（様式第4号）によることとする。
- (2) 様式第3号又は様式第4号の表の記載事項と同等の内容が記載された既存資料がある場合は、当該資料を添付することによって様式第3号又は様式第4号の添付に替えることができる。
- (3) 協議に係る添付書類は次のとおりとする。ただし、国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出するものについては、①～④の添付書類を省略することができる。
 - ① 搬出先の位置及び区域を示す図面
 - ② 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
 - ③ 発注者又は一時たい積行為者と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受け入れが確認できる資料

- ④ 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）
- ⑤ その他知事が必要と認める書類及び図面

4 協議部数

提出部数は、正本1部とする。

5 協議期日

- (1) 1-①の場合は、土砂搬出開始の日から起算して30日前までとする。
- (2) 1-②の場合は、土砂の搬出を開始する日の属する月の初日の20日前までとする。

6 処理期間

不同意になった場合は、改めて処理計画の届出が必要となることから、処理計画の届出期限を考慮した期間で処理することとする。

7 協議結果

協議された土砂の搬出について、土砂の適正な処理が行われるものと認められる場合は、規則第5条第1号又は第9条第1号の適用に同意する旨の回答書（様式第5号）により通知することとする。

回答書には、「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を指定する一時たい積行為一覧表」を添付することとし、一覧表中に承認できない工事が含まれている場合は、その工事の欄を抹消線で表示することとする。

8 処分先の変更

協議者は、同意通知後に処分先に変更が生じたときは、すみやかに再協議すること。

なお、この場合の協議様式については、様式第1号から様式第4号を準用するものとする。

9 経過措置

平成16年10月24日までの間に開始する土砂の搬出に係る協議期日は、4の規定にかかわらず9月27日とする。

様式第5号

年 月 日

〇 〇 〇 〇 〇 様

広島県〇〇農林水産事務所長
〔〒〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇課〕

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則 第5条第1号 の
適用について（回答） 第9条第1号

〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議の別紙の土砂の搬出に係るこのことについては、同意します。

- 注1 施行する際には、協議書に添付されている「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を特定する一時たい積行為一覧表」を添付する。
- 2 一覧表中に同意できない土砂の搬出計画がある場合は、その工事の欄を抹消線で表示して添付する。

(別紙)

土砂埋立行為申請地番一覧表

<所在： >

所 在			地 目	現 況	面 積 (㎡)	土 地 所 有 者		妨 げ と な る 権 利 を 有 す る 者	
大 字	字	地 番				住 所 ・ 氏 名	同 意 状 況 (有 無)	住 所 ・ 氏 名	同 意 状 況 (有 無)
計	○字	○筆				○名		○名	

V 土砂埋立行為の許可申請手続

目 次

＜土砂埋立行為許可申請手続＞

◎ 土砂埋立行為を行う方への留意事項	・・・ p5-1
1. 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）許可申請手続	
（1） 土砂埋立行為許可申請の編さん順序	・・・ p5-2
（2） 土砂埋立行為許可申請書（法第 17 条第 1 項）	・・・ p5-4
（3） 土砂埋立行為申請地番一覧表	・・・ p5-6
（4） 事業計画書	・・・ p5-7
（5） 土砂埋立区域内土地使用同意書	・・・ p5-13
（6） 土砂埋立区域内施工同意書	・・・ p5-15
（7） 誓約書	・・・ p5-17
（8） 土砂埋立行為許可申請書の作成等要領	・・・ p5-20
（9） 各種図面の具体的作成様式	・・・ p5-24
2. 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請手続	
（1） 土砂埋立行為許可申請の編さん順序	・・・ p5-26
（2） 土砂埋立行為許可申請書（法第 17 条第 2 項）	・・・ p5-28
（3） 土砂埋立行為申請地番一覧表	・・・ p5-30
（4） 事業計画書	・・・ p5-31
（5） 土砂埋立区域内土地使用同意書	・・・ p5-34
（6） 土砂埋立区域内施工同意書	・・・ p5-36
（7） 誓約書	・・・ p5-38
（8） 土砂埋立行為許可申請書の作成等要領	・・・ p5-41
（9） 各種図面の具体的作成様式	・・・ p5-44
3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出手続	・・・ p5-46
4. 土砂埋立行為変更許可申請手続	・・・ p5-49
5. 土砂埋立行為の軽微な変更届出手続	・・・ p5-52
6. 土砂埋立行為の着手届出手続	・・・ p5-56
7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告手続	・・・ p5-59
8. 土砂埋立行為の完了（廃止）届出手続	・・・ p5-63
9. 土砂埋立行為の承継届出手続	・・・ p5-67

10. 土砂埋立行為讓受許可申請手續

• • • p5-70

◎ 土砂埋立行為を行う方への留意事項

1 事業計画時

- ① 土砂埋立区域の面積については、土砂を搬入するための進入路や施工管理に必要な現場管理事務所の敷地等、当該土砂埋立行為を行うために必要な施設の敷地面積を含むことに留意してください。
- ② 土砂埋立行為を計画している土地内の埋蔵文化財の有無については、事前に当該土地の区域を管轄する市町教育委員会に確認してください。
※ 埋蔵文化財がある場合は、その調査終了後の申請となります。
- ③ 土砂埋立行為を計画している土地内に、里道（赤線）や水路（青線）がある場合には、それが機能しているかどうか、これらを埋立てるために必要な手続はどのようにするのかについて、当該土地の区域を管轄する市町及び県建設事務所に確認してください。
- ④ 土砂埋立行為を計画している土地内に農地がある場合には、農地法に基づく農地転用の手続が必要になるため、事前に当該土地の区域を管轄する県農林水産事務所及び市町農業委員会（広島市においては各区農業委員会）に相談してください。
- ⑤ 現場管理事務所（仮設対応可）の設置については、計画施設が建築確認を要する規模や条件に該当するかどうか、設置を予定している土地の区域の建築確認を所掌する機関に確認してください。
- ⑥ 1,000平方メートル以上の土砂の一時たい積場（ストックヤード）は、大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設に該当し、設置に当たっては知事への届出が必要です。
- ⑦ 広島市、大崎上島町では、それぞれ独自の土砂の処理に関する条例が定められているので、これらの市町の区域で土砂埋立行為を計画する場合は、県条例に該当しない規模の行為であっても、市町条例への該当の有無を各市町の担当部局に確認してください。
- ⑧ その他、規則第16条第1項各号に掲げる法令の許認可等、関係する許認可について十分確認してください。

2 事業実施

- ① 土砂埋立区域の面積が、計画の変更により2,000平方メートル以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となるため、2,000平方メートル以上になることが明らかになった時点で農林水産局森林保全課又は県農林水産事務所に協議してください。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で廃棄物に規定される汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、一般の土砂処分場等への処分や盛土の材料としての利用はできないため、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。
- ③ 通常の管理行為として行う土砂埋立行為、盛土の高さ（盛土前の最低点と盛土後の最高点）が1m未満の土砂埋立行為、建築工事における埋戻し等は、この条例による許可の対象外です。
※ 地形等により様々なケースがあると思われるので、農林水産局森林保全課又は県農林水産事務所に確認してください。
- ④ 土砂埋立行為の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限が切れた後では認められないので、変更許可が必要な場合には、期限が切れる前に余裕を持って手続を開始してください。

1. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序

<土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）>

●許可の申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第17条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為許可申請書（規則様式第6号）	
	土砂埋立行為申請地番一覧表	※
2	事業計画書 <住民票関係>	
	・申請者の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員住民票の写し）	
	・発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し	※
	・申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合）	※
	・（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員住民票の写し）	※
<資金関係>		
	・土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面	
	土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面	
3	誓約書(申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面)	
4	土砂埋立区域内の土地所有者の同意書	
	①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付	※
5	土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	※
6	法令等の許可等の状況に関する書面	※
7	土砂埋立区域の土地の登記事項証明書	
8	土砂埋立区域の土地の公図の写し	
9	土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面	
10	土砂埋立区域の求積表	
11	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面	
12	沈砂池の容量を算定した書面	
13	調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面（調整池を設置する場合）	※
14	擁壁の応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面	※

1 5	位置図及び周辺の見取図	
1 6	土砂埋立区域の現況地番図	
1 7	土砂埋立区域の測量図	
1 8	土砂埋立区域の求積図（面積計算図）	
1 9	土砂埋立行為の完了時の平面図	
2 0	土砂埋立行為の完了時の断面図	
2 1	排水施設の平面図	
2 2	土砂埋立区域の流域現況図	
2 3	排水施設の構造図	
2 4	擁壁の構造図	※
2 5	土砂埋立行為の防災計画平面図	※
2 6	土砂の崩落等を防止する施設の構造図	
2 7	その他知事が必要と認める書類及び図面	※

注) 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。

(裏面)

	法令等の名称	申請(届出)年月日	許認可等の状況
土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況			
申請者が未成年者の場合	法定代理人の氏名又は名称		
	法定代理人の住所又は所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 (内線) 担当者		

注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

事業計画書

1 土砂埋立行為の目的（事業又は施設の名称等）

2 住民票の添付者一覧表

氏名	住所	添付する根拠条項

3 条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する対象者

氏名	住所	備考

※ 別紙「誓約書」に署名し添付すること。

4 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であることを証する根拠等

5 当該土地の権利の種類及び当該土地を使用する権利の取得状況

土砂埋立区域の所在場所	同意者等の権利の種類	同意者等の氏名	取得等年月日

6 土砂埋立行為に要する資金の額及び調達方法

※ 森林法第10条の2第1項（開発許可申請）、森林法第34条第2項（土地の形質の変更等の許可）と同時申請の場合は省略可。

(1) 資金の額及び調達方法

資金の額	調 達 方 法	
	種 類	備 考
	補 助 金	補助金交付決定等年月日記載
	自 己 資 金	残高証明添付
	銀 行 融 資	融資証明添付

(2) 当該土砂埋立行為に要する経費の内訳

項 目		員数	単価	金 額	備 考
事業費区分	工 種 内 容				
用地費	—				
防災施設工事費					
土木工事費					
緑化工事費					
・					
・					
・					
・					
・					
計	—	—	—		

7 土砂埋立行為の施行の工程

(1) 工事の工程

工 種 \ 工 程		着	30 日 目	60 日 目	90 日 目
		工			
伐 開					
防 災 工	土留柵				
	沈砂池				
	暗 渠				
土 工	切 土				
	盛 土				
.					
.					
.					

(2) 災害の発生防止のための施工方法（工種ごと）

1) 土工（掘削、床掘、埋戻、盛土等）

2) 擁壁工

3) 排水工

①工事中

②工事後

4) 法面（法面保護）工

(3) 緊急時の連絡体制

別紙1のとおり

(4) 工事施工者（請負者）の住所、氏名及び連絡先

法人名称等 (担当者)	住 所	連 絡 先
(担当者：)		TEL()

(5) 使用機械等計画

工 種	機 械 名	形 式	台 数	備 考
土工事	バックホウ	〇〇m ³	〇台	
〃	ダンプトラック	〇〇t	〇台	

8 施設の種類、規模、構造

別紙2のとおり

9 土量総括表

(単位：m³)

区 分	発 生 土			流 用 土			残土 不足土	備 考
	切取	床掘	計	盛土	埋戻	計		
土 工								
計								

1 0 期別事業実施計画

1 1 森林を一時的に利用する場合の森林原状回復等措置

1 2 関係者への周知方法

※ 該当する記号に○をすること。ただし、エに○をした場合はその周知方法を具体的に記載すること。）

ア 日時及び場所をあらかじめ指定して説明会を開催する。

イ 戸別訪問による説明を行う。

ウ 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見えやすい場所への掲示又は回覧

エ その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

()

1 3 排水施設流量計算表

別表1のとおり

1 4 流出土砂貯留施設計画計算表

別表2のとおり

排水施設流量計算表（記載例）

水路番号	雨 水 流 出 量										排 水 施 設 流 量							備 考 (Q_2/Q_1)	
	集水面積	追加面積	集水区域の利用面積				流出係数	雨量強度	雨 水 流出量	$Q_1 \times$ 安全率	種類	構造	流水 断面積	粗度 係数	(水路勾 配 I)	(径深 R)	平均 流速		流下能 力流量
			林地	草地	耕地	裸地													
1	ha 1.70	ha 1.70	ha 0.56	ha —	ha —	ha 1.14	0.83	mm/h 120	m^3/sec 0.473	m^3/sec 0.567	ヒューム管	$\phi 600$	m^2 0.275	0.013	(%) 0.1000	(0.175) 0.313	m/sec 2.41	m^3/sec 0.662	安全率 1.40
2	0.51	0.51	0.46	—	—	0.05	0.72	120	0.122	0.147	三面張りコ ンクリート	巾 300mm 高 300mm	0.090	0.015	(4%) 0.2000	(0.100) 0.215	2.87	0.259	安全率 2.11
3																			

5 - 18

- 注) 1 水路番号は、排水施設平面図等の施設番号と一致させること。
 2 集水面積は、土砂理立区域の流域現況図等の集水面積と一致させること。
 3 適用式は次によること。

(1) 計画雨水流量(合理式) $Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

※ f 及び r は「技術指針」参照すること。

※ 安全性を考慮して $Q = Q_1 \times \text{安全率}$ (1.2倍)

(2) 排水施設流量

ア 平均流速 (マンニング公式) $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q_2 = A' \cdot V$

イ 流下能力流量

$R = A' / P$ (A' 及び P の計算過程を明らかにすること。)

P = 潤辺

(3) $Q_2 > Q$ となる必要がある。

(4) f ・ A' ・ P 及び R の計算

ア 1号水路 (流量最大のとき)

$f = (0.56 \times 0.7 + 1.14 \times 0.9) / 1.70 = 0.83$

$A' = 0.7642 D^2 = 0.7642 \times 0.36 = 0.275$

$R = 0.2922 D = 0.2922 \times 0.60 = 0.175$

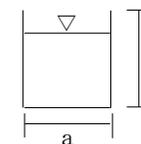
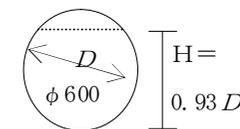
※ A'R は理工図書(株)出版の「Manning 流速公式の数表と水路の水利計算法」の式より算出した。

※ (1)の安全率が確保される場合は満水時の計算で可とする。

イ 2号水路

$A' = a \times b$ $P = a + 2b$ $R = A' / P$

※ 満流で計算し、安全率が 1.2 以上あればよい。



流出土砂貯留施設計画計算表

(工事期間 6ヶ月)

貯砂施設記号	区分	集水区域の状況				流出土砂量									貯砂施設			安全率	備考				
		集水面積	利用区分			裸地			草地			林地			計	種類	構造			貯砂量			
			裸地	草地	林地	流出土砂量 相当り	期間	土砂量	流出土砂量 相当り	期間	土砂量	流出土砂量 相当り	期間	土砂量									
	工事中	ha 13.0	ha 5.0	ha 8.0	m ³ /年 300	年 6/12	m ³ 750	m ³ /年	年	m ³	m ³ /年	年	m ³	m ³ /年	年	m ³ 4	m ³ 754	素掘沈砂池 編工	20×15×30 V=900 200×10 V=200	m ³ 900 200	倍 1.4		
	工事後			5.0	8.0				15	3	225	1	3	24	249		コンクリート 沈砂池	7×3×1.5 V=31.5	283	1.1	4ヶ月に 1回排除 31.5×9 =283		
	計																						

5-19

注) 関係図面には、上表と対比できるように施設の位置、記号(番号)工種記号、施設の種類、構造(H、L、V)、貯砂量、集水区界、集水区域面積、流出土砂量等を図示するものとする。

【流出土砂量】

裸地(工事中) 200~400 m³/ha/年

草地 15

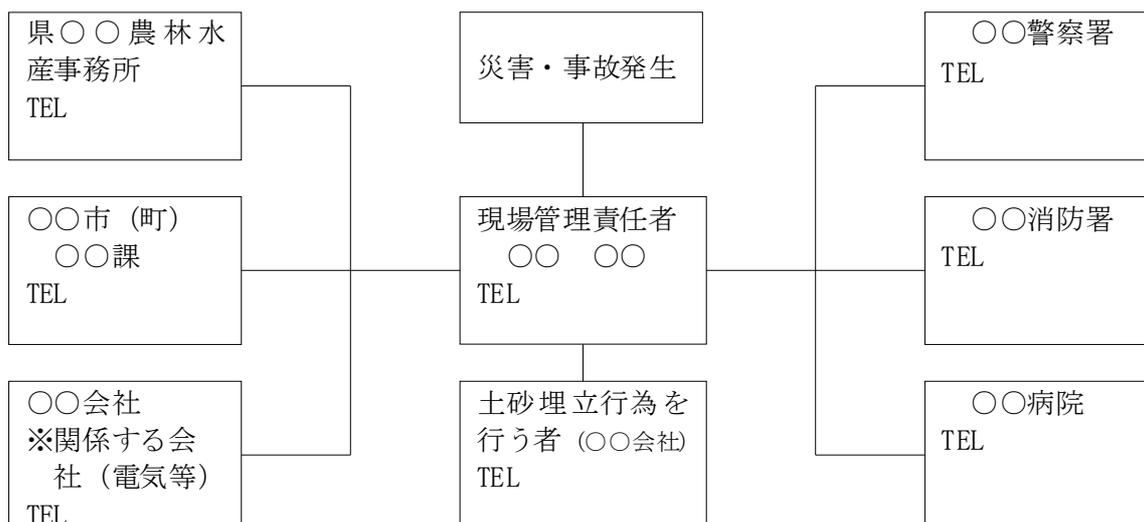
林地 1

◆流出土砂量の計算期間について

- 工事中にあつては、当該工事の工程表を基準として、施行途上における各種のトラブルによる遅延を考慮して最低4ヶ月とする。
- 工事施行後においては、のり面保護工及び造成地盤の安定期間などを考慮して一般に3年を見込むものとする。
- 特に、人家、公共施設等に近接して安全度を高める必要のある箇所については、5年とすること。

(別紙1)

<緊急連絡体制>



(別紙2)

<施設の種類、規模、構造>

工 種	内 容	規 模	構 造	備 考
防 災 工	土留柵	直径、高さ	松杭	
	沈砂池	〇〇×〇〇	土堰堤	
	暗 渠	〇〇mm	ポリエチレン	
土 工				
排 水 工				
・ ・ ・ ・ ・				

（表面）

土砂埋立区域内土地使用同意書

土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、裏面の留意事項も了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在及び地番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂埋立区域の所在及び面積
- 3 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- 4 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
- 5 土砂埋立行為の完了時又は最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
- 7 土砂埋立行為を行う期間
- 8 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 9 現場管理責任者の氏名
- 10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名)

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名に代えて記名すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏面)

同意に当たっての留意事項

土砂埋立行為に同意をした土地所有者には、当該土砂埋立行為による災害の発生を防止するため、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「条例」という。）により、次の1に掲げる義務が課せられるとともに、緊急時には知事が次の2の指導を行うことがありますので、あらかじめ留意してください。

1 同意をした土地所有者の義務（条例第40条）

(1) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、その施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか、及び当該土砂埋立区域において土砂の崩落等の発生又はこれらのおそれがないかどうかを自ら確認し、施工の状況を把握するよう努めていただかなければなりません。

ただし、遠隔地に居住しているなど、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の人に確認してもらうことなどにより、施工状況の把握に努めることも可能です。

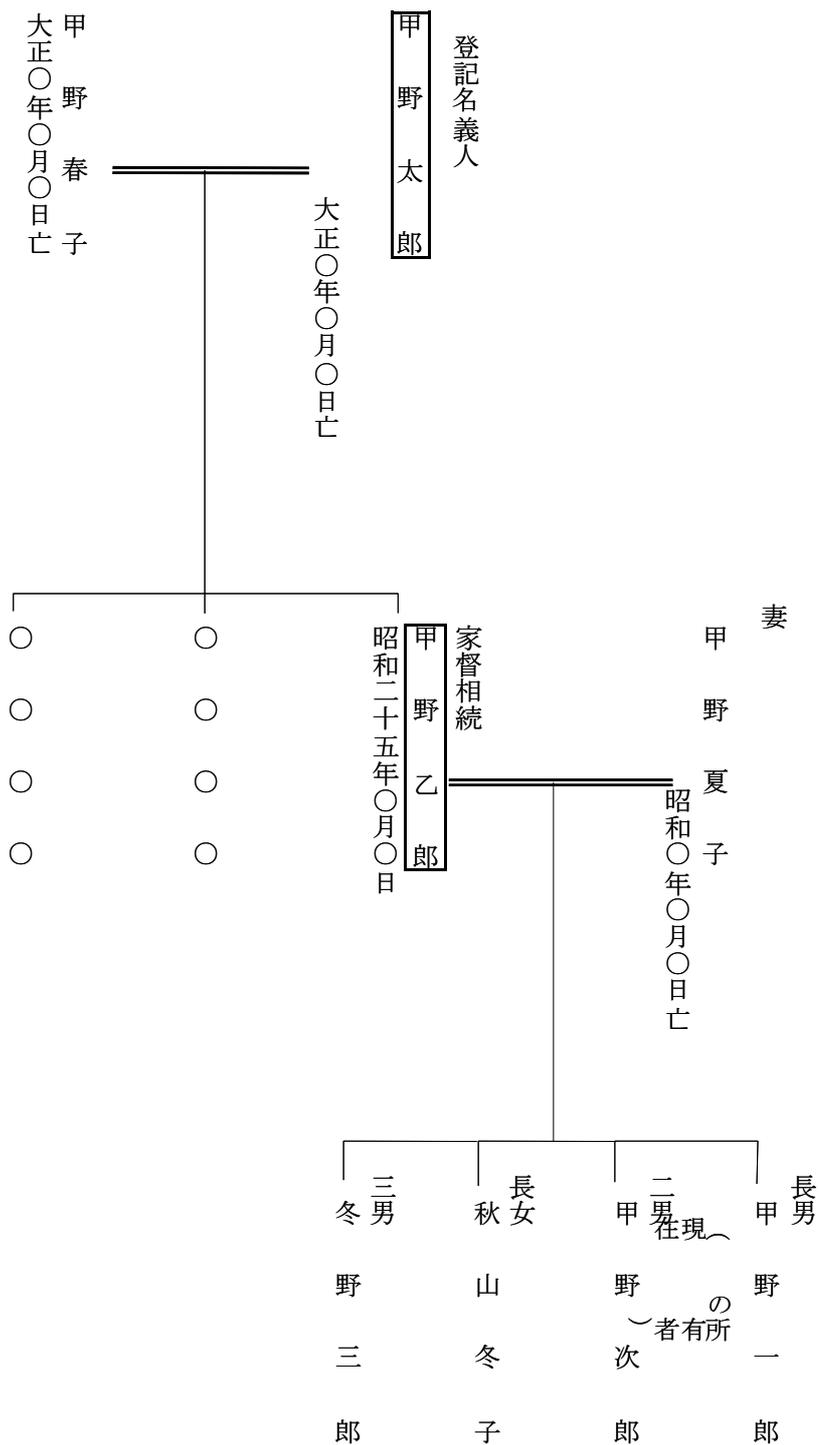
(2) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を県その他の関係機関に通報しなければなりません。

2 土砂埋立行為に係る土地所有者等に対する指導（条例第41条）

知事は、土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂の埋立行為を行う者のほか、当該土砂埋立行為に同意をした土地所有者等に対して、必要な指導を行うことがあります。

権利関係説明図

所在場所：()



(別紙)

誓 約 書

私は、広島県土砂の適正処理に関する条例第19条第1項第1号イから又次に該当しない者であることを誓います。

誓約者

年 月 日

住 所

氏 名

- イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者（精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者
- ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 又 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1 ※「精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」については、以下の二点のいずれかであること。

○成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を医師が診断した場合

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為許可申請書作成要領（様式第6号）

☆ 提出部数は正本1部、副本3部（又は2部）とし、副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

土砂埋立区域（土砂をたい積する区域及び土砂埋立行為を行うために必要な進入路、排水施設、現場管理事務所等の敷地を含む。）内に複数の土地（地番）がある場合は、「代表地番外〇〇筆」と記載し、申請書に別紙「土砂埋立行為申請地番一覧表」を添付すること。

(4) 「土砂埋立区域の地目」

登記簿の地目と現況による地目を記載すること。

(5) 「土砂埋立区域の面積」

単位は平方メートルとし、小数点以下は切り捨てて記載すること。

(6) 「土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地」

土砂埋立行為の施工を現地で管理する現場管理責任者が常駐するための現場管理事務所の所在場所を記載し、添付図面に図示すること。また、現場管理事務所と直接連絡できる電話番号を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名」

現地に常駐して土砂埋立行為の施工を管理する者の氏名を記載すること。この場合、現場管理責任者は、原則として他の土砂埋立行為箇所と兼務できないことに注意すること。

(8) 「土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画」

申請に係る土砂埋立行為を行うために必要な施設として事業者が設置する進入路、現場管理事務所等の施設について、「進入路：延長〇〇m、幅員〇〇m、現場管理事務所：プレハブ平屋、建築面積〇〇平方メートル」のように記載すること。

(9) 「排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画」

当該土砂埋立行為の実施による土砂の崩落等の災害の発生を防止するために事業者が設置する、擁壁、排水施設等の計画の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の8」に記載すること。

(10) 「土砂埋立行為の完了時」

① 土砂の数量

土砂の搬入開始から土砂埋立行為の完了時の土地の形状に至るまでに、土砂埋立区域内に搬入される土砂の総量の計画数量を記載すること。

② 土地の形状

添付する土砂埋立行為完了時の平面図・断面図から読み取れる完了時の土地の形状の概要を、「平坦部の面積＝〇〇㎡、のり面部の面積＝〇〇㎡、盛土高：最大□□m」等と記載すること。

(11) 「土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置」

土留柵や沈砂池等の土砂埋立行為中に設ける仮設の防災施設の計画の他、関係者以外の者が場内に進入するのを防止するためのゲートを設置する場合は、その配置や構造、事故防止のための誘導員の配置計画など、申請者が土砂埋立行為を行っている間、災害の発生を防止するために計画している方法の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の7及び8」に記載すること。

(12) 「土砂埋立行為を行う期間」

「許可の日から〇ヶ年」と記載すること。

なお、土砂埋立区域の土地が自己の所有でない場合は、当該土地に係る賃貸借契約書等の契約期間などによって、使用権限が明らかとなっている期間の範囲内とすること。

(13) 「土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況」

この条例以外に土砂埋立行為を行うために必要な法令等による手続を、漏れなく記載すること。また、法令等の名称は、略称ではなく正式な法令名によるものとし、該当する条項まで記載すること。

「許認可等の状況」は、「〇〇年〇月〇日許可」や「△△で審査中」といった許認可処分の進捗状況について簡潔に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票、法人の定款又は寄附行為・登記事項証明書」(事業計画書の2関係)

申請する日の前3月以内に発行されたもの(住民票：全部証明)に限る。

(2) 「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面」(事業計画書の3関係)

別紙「誓約書」により申請者がイからヌの要件に該当しない者であることを誓約すること。

(3) 「土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し」

申請する日の前3月以内に発行されたもの(登記事項証明書：全部証明)に限る。また、公図の写しには、土砂埋立区域を明示し、土砂埋立区域及び隣接地の地番・地目の他、謄写した法務局名、作成年月日、作成者の氏名を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面」

土砂埋立行為の完了時の土地の形状をもとに、土量変化率も考慮して搬入する土砂の量を積算すること。

(5) 「擁壁の構造計算書」、「排水施設の断面算定を記載した計算書」等の土砂の崩落等の発生を防止するための施設に関する各種計算書や算定の根拠を記載した書面

別途定める「広島県土砂の適正処理に関する条例技術的指導指針」に基づいて作成すること。

(6) 「土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面」(事業計画書の7関係)

次のことを明記すること。

- ① 土砂埋立行為の現場管理責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表
- ② 使用する機械や資材を記載した書類
- ③ 搬入路、地盤改良、排水施設、たい積の方法、災害の発生防止のための措置等、工事種別ごとに施工方法を記載した書類(必要に応じ図面等を添付する。)
- ④ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表

⑤ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約書等の書類の写しを添付

(7) 「土砂埋立区域の求積表」

実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(8) 「土砂埋立行為に係る行政庁の許可等の状況に関する書面」

申請に係る土砂埋立行為を行うに当たり、他の法令等の許可等も受ける必要があるものについて、本条例の許可申請の際、既に行政庁による許可等の処分がなされている場合は、その許可書等の写しを、本条例による許可申請の際、許可等の処分がなされていないものについては、当該他法令等の許可申請書等の写し（提出先の収受印が押印されているもの）を添付すること。

(9) 「土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面」(事業計画書の6関係)

用地費、防災施設工事費、土木工事費等の項目別に算出した金額の合計による「事業に要する経費」に対して、その経費に相当する資金の調達方法を、自己資金、銀行融資、土砂処分料等の別に調達金額を整理して記載すること。また、その根拠資料を添付すること。

(10) 「位置図及び周辺の見取図」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、土砂埋立区域の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(11) 「土砂埋立行為の完了時の平面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界、土砂埋立区域を記入すること。
- ② 断面図を作成した箇所に、断面図と照合できるように記号を付すこと。

(12) 「土砂埋立行為の完了時の断面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は、500 分の 1 程度とし、完成時の高さ及びのり面の勾配、土砂埋立行為を行う前の地盤面を記入すること。
- ② 標準断面図を添付すること。

(13) 「排水施設の平面図」

縮尺 500 分の 1 程度とし、排水施設の位置、規模、勾配及び流水方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示すること。

(14) 「排水施設の構造図」、「擁壁の構造図」及び「土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図」

縮尺 50 分の 1 程度で作成し、施設の種類及び各部の寸法を明示すること。また、擁壁においては背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(15) 「土砂埋立区域の測量図(現況平面図)」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界並びに土地の形状（等高線）、土砂埋立区域を明示すること。

(16) 「土砂埋立区域の求積図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、土砂埋立区域の全体の実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(17) 「土砂埋立区域の現況地番図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、現況平面図上に字界、地番界、地番、地目、土砂埋立区域を明示すること。

注) 添付図面のうち、数種類の図面の内容を1枚の図面上に表示できる場合は、兼用図面としても構わない。その場合、図面の表題で、どの図面を兼ねているものかを表示にすること。

各種図面の具体的作成様式

●各種図面の具体的作成様式については、次によること。

ア 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。

イ 1枚の図面に2種類以上の項目が表現でき、十分判読できる場合には、図面番号、図面の名称を列記するとともに凡例等で区分すればよいものとする。

番号	図面の種類	明示すべき事項	備考
1	位置図及び周辺見取図	<p><位置図></p> <p>①土砂埋立区域の位置を図示すること。</p> <p><周辺見取図></p> <p>②土砂埋立区域を図示すること。</p>	<p>○位置図については、縮尺25、000分の1程度の地形図を使用すること。</p> <p>○周辺見取図については、周辺の状況が把握できる縮尺の図面を使用すること。</p>
2	土砂埋立区域の現況地番図	<p>①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥地目、⑦土砂埋立区域</p>	<p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○土砂埋立区域の隣接地についても地番、地目を明示すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p>
3	土砂埋立区域の測量図（現況平面図）	<p>①市町界、②大字界、③字界、④土地の形状（等高線）⑤土砂埋立区域の境界線及び測点</p>	<p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○土砂埋立区域の隣接地の現況を表示すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p>
4	土砂埋立区域の求積図	①土砂埋立区域、②測点等表示	<p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○実測とすること。（単位：m²）</p>
5	土砂埋立区域の完了時の平面図	<p>①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥土砂埋立区域、⑦のり面（切盛土の区分）の位置、⑧排水施設の位置、⑨擁壁等の施設の位置、⑩縦横断面測点及び測線、</p>	<p>○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。</p> <p>○工種別（のり面、排水施設等）に色別すること。</p> <p>○里道（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> <p>○建築物を設置する場合は、その配置を図示すること。（判読しにくい場合は別図を添付）</p>

番号	図面の種類	明示すべき事項	備考
6	土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-1：縦断面図】	①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨土砂埋立区域区間	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○不要な場合は、省略できる。
	土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-2：横断面図】	①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤擁壁及びのり面保護施設、⑥土砂埋立区域	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。
	土砂埋立行為の完了時の断面図 【6-3：標準断面図】	①現地盤線、②のり面（切盛土）勾配、③小段の位置、幅及び間隔、④排水施設の位置、⑤擁壁及びのり面保護施設	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。
7	排水施設の平面図	①排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、規模、勾配、流水方向、吐口の位置及び放流先の名称 ②排水施設流量検討位置 ③土砂埋立区域、④周辺の排水施設の配置状況（規模等）	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。 ○必要に応じて「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。
8	土砂埋立区域の流域現況図	①集水区域界（区域ごと色別） ②集水区域の番号及び面積 ③土砂埋立区域、④河川の名称 ⑤流下能力の検討位置	○縮尺は2,000分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。
9	排水施設の構造図	①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○必要に応じて正面、平面、側面、断面等を示す図面とすること。
10	擁壁の構造図	①擁壁の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○正面、平面、側面、断面及び配筋等を示す図面とすること。
11	土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図	①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。
12	土砂埋立行為の防災計画平面図	①集水区域界（区域ごと色別） ②集水区域の番号及び面積 ③土砂流出防止施設の位置、種類、規模等 ④土砂埋立区域	○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○流出土砂貯留施設計画計算表と対照できるように表示すること。

(別紙)

土砂埋立行為申請地番一覧表

<所在： >

所 在			地 目	現 況	面 積 (㎡)	土 地 所 有 者		妨 げ と な る 権 利 を 有 す る 者	
大 字	字	地 番				住 所 ・ 氏 名	同 意 状 況 (有 無)	住 所 ・ 氏 名	同 意 状 況 (有 無)
計	○字	○筆				○名		○名	

2. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序

＜土砂埋立行為（一時たい積行為）＞

●許可の申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第17条第2項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書（規則様式第7号）	
	土砂埋立行為申請地番一覧表	※
2	事業計画書 ＜住民票関係＞	
	・申請者住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	
	・発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し	※
	・申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合）	※
	・（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	※
3	誓約書（申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面）	
4	土砂埋立区域内の土地所有者の同意書	
	①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付	※
5	土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	※
6	法令等の許可等の状況に関する書面	※
7	土砂埋立区域の土地の登記事項証明書	
8	土砂埋立区域の土地の公図の写し	
9	土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面	
10	土砂埋立区域の求積表	
11	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面	※
12	沈砂池の容量を算定した書面	※
13	調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面（調整池を設置する場合）	※
14	擁壁の応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面	※
15	位置図及び周辺の見取図	
16	土砂埋立区域の求積図（面積計算図）	

17	土砂埋立行為の最大たい積時の平面図	
18	土砂埋立行為の最大たい積時の断面図	
19	排水施設の平面図	※
20	排水施設の構造図	※
21	擁壁の構造図	※
22	土砂埋立行為の防災計画平面図	※
23	土砂の崩落等を防止する施設の構造図	※
24	その他知事が必要と認める書類及び図面	※

注)「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。

土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名）

広島県土砂の適正処理に関する条例第17条第2項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為（一時たい積行為）の許可を申請します。

土砂埋立区域	所 在	
	地 目	(公簿) (現況)
	面 積	m ²
土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地		(電話番号)
現場管理責任者の氏名		
土砂埋立行為の用に供する施設 の設置計画		
排水施設その他の土砂の崩落等 の発生を防止するための施設の 計画		
土砂埋立行為の 最大たい積時	土砂の数量	m ³
	土地の形状	
年間の土砂埋立行為に 使用される土砂の搬入及び搬出 予定量	搬入予定量	m ³
	搬出予定量	m ³
土砂埋立行為を行っている間に おける土砂崩落等の発生を防止 するための措置		
土砂埋立行為を行う期間		

(裏面)

	法令等の名称	申請(届出)年月日	許認可等の状況
	土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許認可等の処分の状況		
申請者が未成年者の場合	法定代理人の氏名又は名称		
	法定代理人の住所又は所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 (内線) 担当者		

- 注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

排水施設流量計算表（記載例）

水路番号	雨 水 流 出 量										排 水 施 設 流 量							備 考 (Q_2/Q_1)		
	集水面積	追加面積	集水区域の利用面積				流出係数	雨量強度	雨 水 流出量	$Q_1 \times$ 安全率	種類	構造	流水 断面積	粗度 係数	(水路勾 配 I)	(径深 R)	平均 流速		流下能 力流量	
			林地	草地	耕地	裸地														f
1	ha 1.70	ha 1.70	ha 0.56	ha —	ha —	ha 1.14	0.83	mm/h 120	m ³ /sec 0.473	m ³ /sec 0.567	ヒューム管	φ600	m ² 0.275	0.013	(%) 0.1000	(0.175) 0.313	m/sec 2.41	m ³ /sec 0.662	安全率 1.40	
2	0.51	0.51	0.46	—	—	0.05	0.72	120	0.122	0.147	三面張りコ ンクリート	巾 300mm 高 300mm	0.090	0.015	(4%) 0.2000	(0.100) 0.215	2.87	0.259	安全率 2.11	
3																				

5 - 39

- 注) 1 水路番号は、排水施設平面図等の施設番号と一致させること。
 2 集水面積は、土砂理立区域の流域現況図等の集水面積と一致させること。
 3 適用式は次によること。

(1) 計画雨水流量(合理式) $Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

- ※ f 及び r は「技術指針」参照すること。
- ※ 安全性を考慮して $Q = Q_1 \times \text{安全率}$ (1.2倍)

(2) 排水施設流量

ア 平均流速 (マンニング公式) $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$Q_2 = A' \cdot V$

イ 流下能力流量

$R = A' / P$ (A' 及び P の計算過程を明らかにすること。)

P = 潤辺

(3) $Q_2 > Q$ となる必要がある。

(4) f ・ A' ・ P 及び R の計算

ア 1号水路 (流量最大のとき)

$f = (0.56 \times 0.7 + 1.14 \times 0.9) / 1.70 = 0.83$

$A' = 0.7642 D^2 = 0.7642 \times 0.36 = 0.275$

$R = 0.2922 D = 0.2922 \times 0.60 = 0.175$

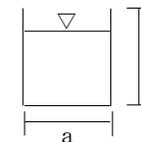
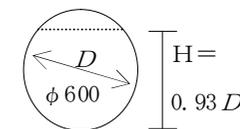
※ A'R は理工図書(株)出版の「Manning 流速公式の数表と水路の水利計算法」の式より算出した。

※ (1)の安全率が確保される場合は満水時の計算で可とする。

イ 2号水路

$A' = a \times b$ $P = a + 2b$ $R = A' / P$

※ 満流で計算し、安全率が 1.2 以上あればよい。



流出土砂貯留施設計画計算表

(工事期間 6ヶ月)

貯砂施設記号	区分	集水区域の状況				流出土砂量									貯砂施設			安全率	備考				
		集水面積	利用区分			裸地			草地			林地			計	種類	構造			貯砂量			
			裸地	草地	林地	流出土砂量 相当り	期間	土砂量	流出土砂量 相当り	期間	土砂量	流出土砂量 相当り	期間	土砂量									
	工事中	ha 13.0	ha 5.0	ha 8.0	m ³ /年 300	年 6/12	m ³ 750	m ³ /年	年	m ³	m ³ /年	年	m ³	m ³ /年	年	m ³ 4	m ³ 754	素掘 沈砂池 編工	20×15×30 V=900 200×10 V=200	m ³ 900 200	倍 1.4		
	工事後			5.0	8.0				15	3	225	1	3	24	249		コンク リート 沈砂池	7×3×1.5 V=31.5	283	1.1	4ヶ月に 1回排除 31.5×9 =283		
	計																						

5-40

注) 関係図面には、上表と対比できるように施設の位置、記号(番号)工種記号、施設の種類、構造(H、L、V)、貯砂量、集水区界、集水区域面積、流出土砂量等を図示するものとする。

【流出土砂量】

裸地(工事中) 200~400 m³/ha/年

草地 15

林地 1

◆流出土砂量の計算期間について

- 工事中にあつては、当該工事の工程表を基準として、施行途上における各種のトラブルによる遅延を考慮して最低4ヶ月とする。
- 工事施行後においては、のり面保護工及び造成地盤の安定期間などを考慮して一般に3年を見込むものとする。
- 特に、人家、公共施設等に近接して安全度を高める必要のある箇所については、5年とすること。

事業計画書

1 土砂埋立行為の目的（事業又は施設の名称等）

2 住民票の添付者一覧表

氏 名	住 所	添付する根拠条項

3 条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する対象者

氏 名	住 所	備 考

※ 別紙「誓約書」に署名し添付すること。

4 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であることを証する根拠等

5 当該土地の権利の種類及び当該土地を使用する権利の取得状況

土砂埋立区域の所在場所	同意者等の 権利の種類	同意者等の 氏 名	取得等年月日

6 施設の種類、規模、構造
※必要に応じて作成すること

別紙1のとおり

7 関係者への周知方法

※ 該当する記号に○をすること。ただし、エに○をした場合はその周知方法を具体的に記載すること。）

ア 日時及び場所をあらかじめ指定して説明会を開催する。

イ 戸別訪問による説明を行う。

ウ 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見えやすい場所への掲示又は回覧

エ その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

()

8 排水施設流量計算表

※必要に応じて作成すること

別表1のとおり

9 流出土砂貯留施設計画計算表

※必要に応じて作成すること

別表2のとおり

(別紙1)

<施設の種類、規模、構造>

工 種	内 容	規 模	構 造	備 考
防 災 工	土留柵	直径、高さ	松杭	
	沈砂池	〇〇×〇〇	土堰堤	
	暗 渠	〇〇mm	ポリエチレン	
土 工				
排 水 工				
・ ・ ・ ・ ・				

（表面）

土砂埋立区域内土地使用同意書

土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、裏面の留意事項も了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在及び地番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂埋立区域の所在及び面積
- 3 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- 4 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
- 5 土砂埋立行為の完了時又は最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
- 7 土砂埋立行為を行う期間
- 8 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 9 現場管理責任者の氏名
- 10 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名)

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名に代えて記名すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(裏面)

同意に当たっての留意事項

土砂埋立行為に同意をした土地所有者には、当該土砂埋立行為による災害の発生を防止するため、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号。以下「条例」という。）により、次の1に掲げる義務が課せられるとともに、緊急時には知事が次の2の指導を行うことがありますので、あらかじめ留意してください。

1 同意をした土地所有者の義務（条例第40条）

(1) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、その施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか、及び当該土砂埋立区域において土砂の崩落等の発生又はこれらのおそれがないかどうかを自ら確認し、施工の状況を把握するよう努めていただかなければなりません。

ただし、遠隔地に居住しているなど、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の人に確認してもらうことなどにより、施工状況の把握に努めることも可能です。

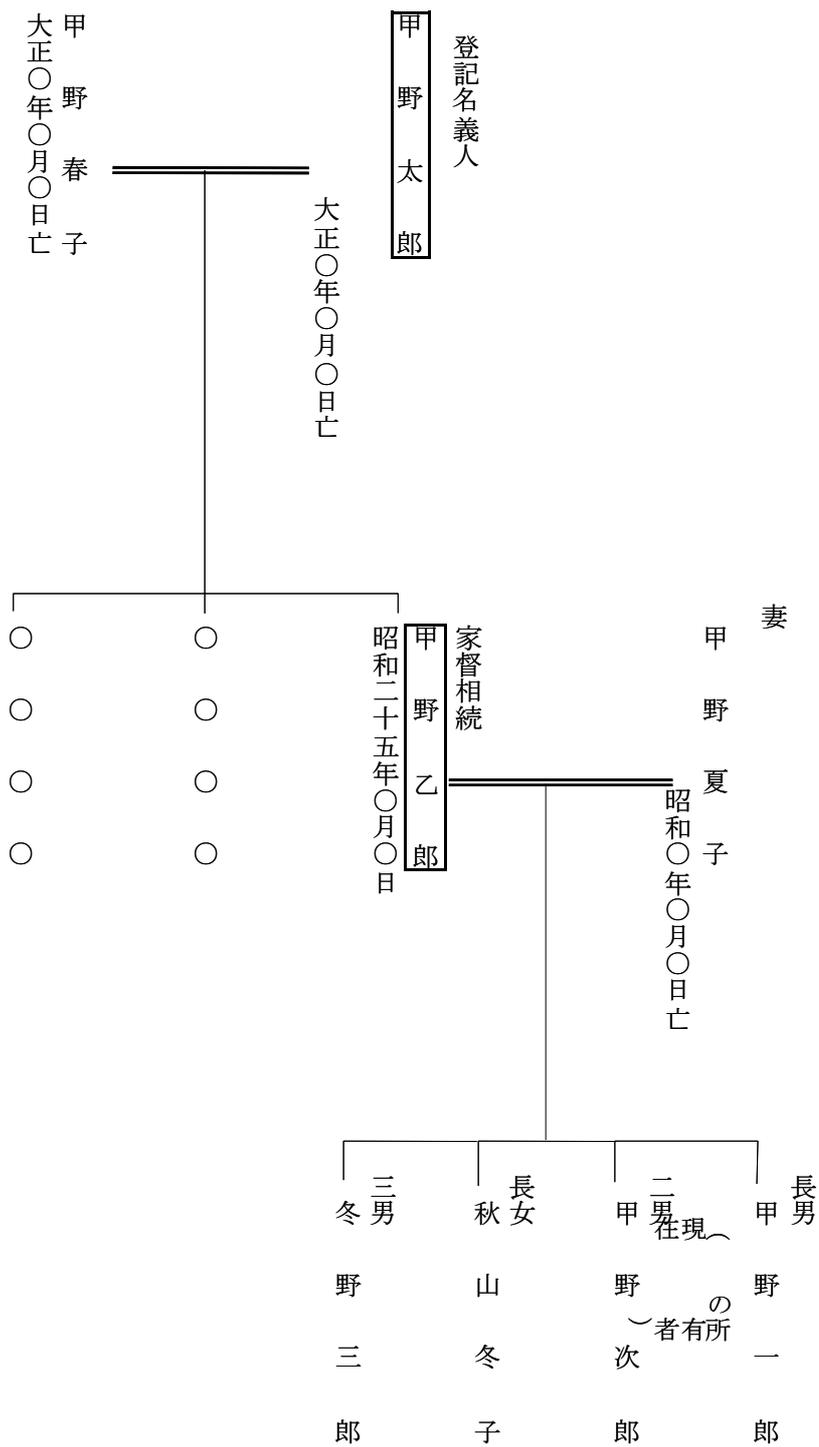
(2) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を県その他の関係機関に通報しなければなりません。

2 土砂埋立行為に係る土地所有者等に対する指導（条例第41条）

知事は、土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂の埋立行為を行う者のほか、当該土砂埋立行為に同意をした土地所有者等に対して、必要な指導を行うことがあります。

権利関係説明図

所在場所：()



(別紙)

誓 約 書

私は、広島県土砂の適正処理に関する条例第19条第1項第1号イから又次に該当しない者であることを誓います。

誓約者

年 月 日

住 所

氏 名

- イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者（精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者
- ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 又 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1 ※「精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」については、以下の二点のいずれかであること。

○成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を医師が診断した場合

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書作成要領（様式第7号）

☆ 提出部数は正本1部、副本3部（又は2部）とし、副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

土砂埋立区域（土砂をたい積する区域及び土砂埋立行為を行うために新たに設置する進入路、排水施設等の敷地を含む。）内に複数の土地（地番）がある場合は、「代表地番外〇〇筆」と記載し、申請書に別紙「土砂埋立行為申請地番一覧表」を添付すること。

(4) 「土砂埋立区域の地目」

登記簿の地目と現況による地目を記載すること。

(5) 「土砂埋立区域の面積」

単位は平方メートルとし、小数点以下は切り捨てて記載すること。

(6) 「土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地」

土砂埋立行為の施工を現地で管理する現場管理責任者が常駐するための現場管理事務所の所在場所を記載し、添付図面に図示すること。また、現場管理事務所と直接連絡できる電話番号を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名」

現地に常駐して土砂埋立行為の施工を管理する者の氏名を記載すること。この場合、現場管理責任者は、原則として他の土砂埋立行為箇所と兼務できないことに注意すること。

(8) 「土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画」

申請に係る土砂埋立行為を行うために必要な施設として事業者が設置する進入路、現場管理事務所等の施設について、「進入路：延長〇〇m、幅員〇〇m、現場管理事務所：プレハブ平屋、建築面積〇〇平方メートル」のように記載すること。

(9) 「排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画」

当該土砂埋立行為の実施による土砂の崩落等の災害の発生を防止するために事業者が設置する、擁壁、排水施設等の計画の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の6」に記載すること。

(10) 「土砂埋立行為の最大たい積時」

① 土砂の数量

土砂埋立行為の最大たい積時の土地の形状における土砂の数量を記載すること。

② 土地の形状

添付する土砂埋立行為の最大たい積時の平面図・断面図の土地の形状の概要を、「最大たい積時面積＝〇〇㎡、盛土高：最大□□m」等と記載すること。

(11) 「年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出予定量」

① 搬入予定量

年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入予定量を記載すること。

② 搬出予定量

一時たい積行為を行う土地から搬出される年間の土砂の搬出予定量を記載すること。

(12) 「土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置」

土留柵や沈砂池等の土砂埋立行為中に設ける仮設の防災施設の計画の他、関係者以外の者が場内に進入するのを防止するためのゲートを設置する場合は、その配置や構造、事故防止のための誘導員の配置計画など、申請者が土砂埋立行為を行っている間、災害の発生を防止するために計画している方法の概要を記載すること。なお、詳細については、別紙「事業計画書の6」に記載すること。

(13) 「土砂埋立行為を行う期間」

当該一時たい積行為を行う土地にたい積する期間とし、「許可の日から〇ヶ年」と記載すること。

なお、土砂埋立区域の土地が自己の所有でない場合は、当該土地に係る賃貸借契約書等の契約期間などによって、使用権限が明らかとなっている期間の範囲内とすること。

(14) 「土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許可等の処分の状況」

この条例以外に土砂埋立行為を行うために必要な法令等による手続を、漏れなく記載すること。また、法令等の名称は、略称ではなく正式な法令名によるものとし、該当する条項まで記載すること。

「許認可等の状況」は、「〇〇年〇月〇日許可」や「△△で審査中」といった許認可処分の進捗状況について簡潔に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票、法人の定款又は寄附行為・登記事項証明書」(事業計画書の2関係)

申請する日の前3月以内に発行されたもの(住民票:全部証明)に限る。

(2) 「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面」(事業計画書の3関係)

別紙「誓約書」により、申請者がイからヌの要件に該当しない者であることを誓約すること。

(3) 「土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し」

申請する日の前3月以内に発行されたもの(登記事項証明書:全部証明)に限る。また、公図の写しには、土砂埋立区域を明示し、土砂埋立区域及び隣接地の地番・地目の他、謄写した法務局名、作成年月日、作成者の氏名を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面」

土砂埋立行為の最大たい積時の土地の形状をもとに、積算すること。

(5) 「擁壁の構造計算書」、「排水施設の断面算定を記載した計算書」等の土砂の崩落等の発生を防止するための施設に関する各種計算書や算定の根拠を記載した書面

必要に応じて別途定める「広島県土砂の適正処理に関する条例技術的指導指針」に基づいて作成すること。

(6) 「土砂埋立区域の求積表」

実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

(7) 「土砂埋立行為に係る行政庁の許可等の状況に関する書面」

申請に係る土砂埋立行為を行うに当たり、他の法令等の許可等も受ける必要があるものに

ついて、本条例の許可申請の際、既に行政庁による許可等の処分がなされている場合は、その許可書等の写しを、本条例による許可申請の際、許可等の処分がなされていないものについては、当該他法令等の許可申請書等の写し（提出先の収受印が押印されているもの）を添付すること。

(8) 「位置図及び周辺の見取図」

縮尺 25,000 分の 1 程度で、土砂埋立区域の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(9) 「土砂埋立行為の最大たい積時の平面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は 500 分の 1 程度とし、方位、県界・市町界・字界、土砂埋立区域を記入すること。
- ② 断面図を作成した箇所に、断面図と照合できるように記号を付すこと。

(10) 「土砂埋立行為の最大たい積時の断面図」

次により作成すること。

- ① 縮尺は、500 分の 1 程度とし、最大たい積時の高さ及びのり面の勾配、土砂埋立行為を行う前の地盤面を記入すること。
- ② 標準断面図を添付すること。

(11) 「排水施設の平面図」

縮尺 500 分の 1 程度とし、排水施設の位置、規模、勾配及び流水方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示すること。

(12) 「排水施設の構造図」、「擁壁の構造図」及び「土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図」

縮尺 50 分の 1 程度で作成し、施設の種類及び各部の寸法を明示すること。また、擁壁においては背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判別できるものであること。

(13) 「土砂埋立区域の求積図」

縮尺は 500 分の 1 程度とし、土砂埋立区域の全体の実測面積とし、平方メートル単位で記載すること。

注) 添付図面のうち、数種類の図面の内容を 1 枚の図面上に表示できる場合は、兼用図面としても構わない。その場合、図面の表題で、どの図面を兼ねているものかを表示にすること。

各種図面の具体的作成様式

●各種図面の具体的作成様式については、次によること。

ア 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。

イ 1枚の図面に2種類以上の項目が表現でき、十分判読できる場合には、図面番号、図面の名称を列記するとともに凡例等で区分すればよいものとする。

番号	図面の種類	明示すべき事項	備考
1	位置図及び周辺見取図	<p><位置図></p> <p>①土砂埋立区域の位置を図示すること。</p> <p><周辺見取図></p> <p>②土砂埋立区域を図示すること。</p>	<p>○位置図については、縮尺25,000分の1程度の地形図を使用すること。</p> <p>○周辺見取図については、周辺の状況が把握できる縮尺の図面を使用すること。</p>
2	土砂埋立区域の求積図	①土砂埋立区域、②測点等表示	<p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○実測とすること。(単位: m²)</p>
3	土砂埋立区域の最大たい積時の平面図	①市町界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥土砂埋立区域、⑦のり面(切盛土の区分)の位置、⑧排水施設の位置、⑨擁壁等の施設の位置、⑩縦横断面測点及び測線、	<p>○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。</p> <p>○工種別(のり面、排水施設等)に色別すること。</p> <p>○里道(赤線)及び水路(青線)はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。</p> <p>○建築物を設置する場合は、その配置を図示すること。(判読しにくい場合は別図を添付)</p>
4	土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-1:縦断面図】	①測点、②区間距離、③追加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨土砂埋立区域区間	<p>○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。</p> <p>○不要な場合は、省略できる。</p>
	土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-2:横断面図】	①測点、②切土又は盛土高、③現地盤線、④計画地盤線及び勾配、⑤擁壁及びのり面保護施設、⑥土砂埋立区域	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。
	土砂埋立行為の最大たい積時の断面図 【4-3:標準断面図】	①現地盤線、②のり面(切盛土)勾配、③小段の位置、幅及び間隔、④排水施設の位置、⑤擁壁及びのり面保護施設	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。

番号	図面の種類	明示すべき事項	備考
5	排水施設の平面図	①排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、規模、勾配、流水方向、吐口の位置及び放流先の名称 ②排水施設流量検討位置 ③土砂埋立区域、④周辺の排水施設の配置状況（規模等）	○縮尺は500分の1程度の図面を使用すること。 ○排水施設流量計算表と対照できるように表示すること。 ○必要に応じて「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。
6	排水施設の構造図	①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○必要に応じて正面、平面、側面、断面等を示す図面とすること。
7	擁壁の構造図	①擁壁の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。 ○正面、平面、側面、断面及び配筋等を示す図面とすること。
8	土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図	①施設の種類 ②施設各部の寸法 ③材料の種類及び寸法	○縮尺は50分の1程度の図面を使用すること。
9	土砂埋立行為の防災計画平面図	①集水区域界（区域ごと色別） ②集水区域の番号及び面積 ③土砂流出防止施設の位置、種類、規模等 ④土砂埋立区域	○縮尺は500分の1程度の現況地形図を使用すること。 ○流出土砂貯留施設計画計算表と対照できるように表示すること。

3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出の編さん順序

●法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第16条第8号関係)

番号	書類等の名称	備考
1	法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書（規則様式第5号）	
2	法令等の許可書等の写し	
3	その他知事が必要と認める書類及び図面 （法令等の許可等を受けたときに提出した計画平面図）	

注) 1. 番号3の図面については、原則として「法令等の許可等を受けたときに提出した計画平面図（写し）」を添付すること。

法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名）

広島県土砂の適正処理に関する条例第16条第8号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在			
	面 積		m ²	
土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況	1	法令等の名称		
		該 当 条 項		
		許可等の処分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	
	2	法令等の名称		
		該 当 条 項		
		許可等の処分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	
	3	法令等の名称		
		該 当 条 項		
		許可等の処分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出書作成要領（様式第5号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

土砂埋立行為を行おうとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

法令等の許可書等に記載してある所在を記載すること。

(4) 「土砂埋立区域の面積」

法令等の許可書等に記載してある面積を記載すること。

(5) 「法令等の名称及び該当条項」

法令等の名称は、省略ではなく正式な法令名によるものとし、該当条項も正確に記載すること。

(6) 「許可等の処分の状況」

① 許可等の年月日

法令等の許可書等に記載してある許可等年月日を記載すること。

② 許可等の番号

法令等の許可書等に記載してある指令番号等を記載すること。

4. 土砂埋立行為の変更の許可申請の編さん順序

●土砂埋立行為の変更の許可申請に必要な書類・図面一覧表

(条例第20条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為変更許可申請書（規則様式第10号）	
	土砂埋立行為申請地番一覧表	※
2	事業計画書	
3	土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付	※
4	土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	※
5	施行規則第19条第1項各号又は第2項各号に掲げるものうち、当該変更に係る書類及び図面	
6	その他知事が必要と認める書類及び図面	

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。
2. 番号2については、土砂埋立行為許可申請書（条例第17条第1項又は第2項）の事業計画書に準じて、当該変更に係る項目等について作成すること。
3. 番号3及び4については、規則様式第8号（規則第21条関係）及び第9号（規則第21条関係）の様式を用いること。
4. 番号5の書類及び図面の編さん順序については、「1. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序<土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）>」及び「2. 土砂埋立行為許可申請の編さん順序<土砂埋立行為（一時たい積行為）>」を参照すること。

様式第10号 (第25条関係)

土砂埋立行為変更許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名)

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第3項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

土砂埋立区域の所在		
当初の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為変更許可申請書作成要領（様式第10号）

☆ 提出部数は正本1部、副本3部（又は2部）とし、副本については写しで構わない。

申請書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」

許可書に記載してある所在を記載すること。

(4) 「当初の許可年月日及び許可番号」

当初の許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「変更内容」

当該変更に係る項目等について、「変更前」と「変更後」でその内容が対比できるように記載すること。（変更項目が複数ある場合は、変更する内容ごとに「変更前」と「変更後」で共通の項番を付すなどして、対応するものが明確にわかるように記載すること。）

なお、必要に応じて新旧対照図面等を添付すること。

(6) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて、詳細に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書」

土砂埋立区域内の一部の土地のみに設置される施設の構造に関する変更であっても、当初同意を得るときに説明した事業計画が変わることになるため、当該変更に係る土地所有者等の同意については、変更に係る土地だけでなく、土砂埋立区域内の全ての土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者から得ること。

(2) 添付が必要な書類及び図面

当初許可申請のときに添付した書類及び図面のうち変更に係る項目について、変更後の内容を踏まえて、「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。

5. 土砂埋立行為の軽微な変更の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の軽微な変更の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第20条第1項、第5項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為変更届出書（規則様式第11号）	
2	申請者の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	※
3	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し	※
4	申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合）	※
5	（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	※
6	土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面	※
7	土砂埋立行為の最大たい積時の土砂の数量を計算した書面	※
8	その他知事が必要と認める書類及び図面	※

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、軽微な変更内容に該当する場合に添付すること。
2. 条例第20条第2項の規定（許可条件違反に対する措置命令による変更）により変更をしたときは、土砂埋立行為許可申請書（条例第17条第1項又は第2項）に添付する書類及び図面のうち当該変更に係る項目について作成すること。作成に当たっては、「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。
3. 条例第18条の規定により同意を得た土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該変更の概要を通知しなければならないことになっているので留意すること。（条例第20条第5項関係）

様式第11号（第25条関係）

土砂埋立行為変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名）

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の所在	
当初の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更（予定）年月日	年 月 日
変 更 前	
内 容 変 更 後	
変 更 理 由	
連 絡 先	電話番号 (内線) 担当者

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為変更届出書作成要領（様式第11号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在」及び「当初の許可年月日及び許可番号」

許可書に記載してある所在、当初の許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(4) 「変更（予定）年月日」

変更をした又は予定する年月日を記載すること。

(5) 「変更内容」

当該変更に係る項目等について、「変更前」と「変更後」でその内容が対比できるように記載すること。（変更項目が複数ある場合は、変更する内容ごとに「変更前」と「変更後」で共通の項番を付すなどして、対応するものが明確にわかるように記載すること。）

なお、必要に応じて新旧対照図面等を添付するとともに、次の変更に係る項目の場合は該当する書類等を添付すること。

① 許可を受けた事業者の氏名（名称）、住所又は法人の代表者の氏名の場合

住民票、法人の登記事項証明書、会社の定款など変更内容が確認できる書類を添付すること。

② 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量の場合

変更理由欄に土量変更の理由を具体的に記載し、土量計算書を添付すること。

※ 土量の変更により土砂のたい積の構造が変わる場合は、土砂埋立行為変更許可を受け
る必要がある。

③ 現場管理責任者の氏名の場合

変更後の現場管理責任者の氏名を記載すること。

④ 申請者が未成年の場合の法定代理人の氏名又は住所、法定代理人が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の場合

法定代理人の住民票の写しを添付すること。法定代理人が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写しを添付すること。

(6) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて、詳細に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 添付が必要な書類及び図面

当初許可申請のときに添付した書類及び図面のうち変更に係る項目について、変更後の内容を踏まえて、「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。

(2) 「土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者への通知」

条例第18条の規定により同意を得た土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該変更の概要を通知しなければならないことになっているので留意すること。(条例第20条第5項関係)

6. 土砂埋立行為の着手の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の着手の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第24条関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	土砂埋立行為着手届出書（規則様式第13号）	
2	現況写真（着手の状況及び標識の掲示状況が確認できるもの）	
3	その他知事が必要と認める書類及び図面	

土砂埋立行為着手届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在	
	面 積	m ²
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
着 手 年 月 日		年 月 日
土砂埋立行為を 施工する者の住 所及び氏名 (名称)	住 所	
	氏 名 (名 称)	
現場管理責任者の氏名等		(会社名及び部課名) (氏名) (連絡先)
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為着手届出書作成要領（様式第13号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「着手年月日」

実際に現地において土砂埋立行為の関連工事に着手した日を記載するものであり、「土砂の搬入を開始した日」ではないことに留意すること。

(6) 「土砂埋立行為を施工する者の住所及び氏名（名称）」

当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。）の住所及び氏名（名称）を記載すること。

また、土砂埋立行為を行う者自らが施工する場合も記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名等」

現場管理責任者の会社名等を記載すること。また、連絡先は直接連絡できる電話番号を記載すること。

7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告の編さん順序

●土砂埋立行為の定期的な状況報告に必要な書類・図面一覧表

(条例第26条関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為状況報告書(規則様式第14号)	
2	現況写真(防災施設の施工状況等が確認できるもの)	
3	報告に係る期間中の最大たい積時の土地の形状	
4	その他知事が必要と認める書類及び図面	

注) 1. 番号2については、報告に係る期間の末日前一週間以内に撮影した写真を添付すること。また、撮影位置を変えて複数の視点から撮影するなど、土砂埋立区域全体の現況が把握できるように工夫するとともに、撮影地点・撮影方向を明示した写真撮影位置図を添付すること。

なお、写真には撮影年月日を記載すること。

2. 番号3については、「その他参考となる事項」欄に、最大たい積時面積(〇〇㎡)、最大たい積時盛土高(〇〇m)を記載した書面を添付すること。

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

様

郵便番号
住 所
氏 名 { 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 }

広島県土砂の適正処理に関する条例第26条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区 域	所 在			
	面 積	m ²		
土砂埋立行為の許可 年月日及び許可番号		年 月 日 第 号		
報告に係る期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
報告に係る期間中の最大た い積時の土砂の数量		m ³		
報告に係る期間中に搬入し た土砂の数量		m ³		
報告に係る期間までに搬入 した土砂の数量の累計		m ³		
報告に係る期間中に搬入し た土砂の主な搬入元等	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所	工事の種類	
その他参考となる事項				
連 絡 先	電話番号 (内線)			
	担当者			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為状況報告書作成要領（様式第14号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「報告に係る期間中の最大たい積時の土砂の数量」

搬入伝票及び売り上げ台帳等をもとに記載すること。また、小数点以下切捨てて記載すること。

① 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）の場合

報告期間の末日における累計の搬入土砂量になるのでその数量を記載すること。

② 土砂埋立行為（一時たい積行為）の場合

報告期間中で土砂埋立区域内への土砂のたい積量が最大となったときの当該たい積量を記載すること。

(6) 「報告に係る期間中に搬入した土砂の数量」

搬入伝票等をもとに記載すること。また、小数点以下切捨てて記載すること。

(7) 「報告に係る期間までに搬入した土砂の数量の累計」

搬入伝票等をもとに記載すること。また、小数点以下切捨てて記載すること。

(8) 「報告に係る期間中に搬入した土砂の主な搬入元等」

許可を受けた者が把握している搬入元のうち、搬出の処理計画の届出と同様に概ね500立方メートル以上の搬入を行った者について記載すること。

搬入元の工事場所については、原則として地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

また、工事の種類については、建設工事の名称等その内容が把握できるように記載すること。

(9) 「その他参考となる事項」

土砂埋立行為（一時たい積行為）の場合における報告期間中の区域外への土砂の搬出量を記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「その他知事が必要と認める書類及び図面」

例としては、土砂埋立行為の施工の進捗状況を示す図面、擁壁等の工作物の施工状況を工程ごとに撮影した写真などが考えられる。

8. 土砂埋立行為の完了（廃止）の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の完了の届出（廃止）に必要な書類・図面一覧表

(条例第27条関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為完了（廃止）届出書（規則様式第15号）	
2	現況写真（盛土の状態、排水施設等の設置状況等が確認できるもの）	
3	土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量を計算した書面	
4	土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の平面図及び断面図	
5	その他知事が必要と認める書類及び図面	

注) 番号5については、前回の定期報告以後、土砂埋立行為の完了又は廃止までの間の土砂埋立状況報告書を合わせて提出すること。ただし、未着手の場合はこの限りではない。

土砂埋立行為完了（廃止）届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第27条第1項（条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在	
	面 積	m ²
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
土砂埋立行為完了（廃止） 年月日	年 月 日	
備 考		
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 1 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為完了（廃止）届出書作成要領（様式第15号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「標題部」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で削除すること。

(2) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(3) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っていた事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(5) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(6) 「土砂埋立行為完了（廃止）年月日」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で削除すること。また、完了（廃止）年月日については、実際に完了又は廃止した日を記載すること。

(7) 「備考」

廃止する場合は、廃止時の形態（盛土の形態、排水施設等の設置状況等）を記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 現況写真

① 完了の届出の場合

土砂の崩壊等の発生を防止するための措置（工事中も含む。）状況、完了時の形態及び排水施設等の設置状況が確認できるものを添付すること。

② 廃止の届出の場合

土砂の崩壊等の発生を防止するための措置（工事中も含む。）状況、廃止時の形態及び排水施設等の設置状況が確認できるものを添付すること。

また、未着工の場合は、申請された土砂埋立区域の状況（できれば全景）が確認できるものを添付すること。

(2) 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の土砂の数量を計算した書面

完了又は廃止時における土量計算書を添付すること。

(3) 土砂埋立行為の完了時（最大たい積時）の平面図及び断面図

① 完了の届出の場合

出来形図を添付すること。

② 廃止の届出の場合

廃止する形態の図面を添付すること。

(4) その他知事が必要と認める書類及び図面

前回の定期報告以後、土砂埋立行為の完了又は廃止までの間の土砂埋立状況報告書を合わせて提出すること。ただし、未着手の場合はこの限りではない。

9. 土砂埋立行為の承継の届出の編さん順序

●土砂埋立行為の承継の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第29条関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為承継届出書（規則様式第16号）	
2	届出者の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	
3	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し	※
4	届出者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合）	※
5	<u>（申請者が未成年の場合）法定代理人の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）</u>	※
6	届出者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面	
7	承継があったことを確認できる書類	
8	その他知事が必要と認める書類及び図面	

注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。

2. 番号7については、次の確認できる書類を添付すること。

① 相続による承継の場合

承継があったことを確認できる書面、承継者の戸籍謄本、住民票の写し（承継人が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し、法定代理人が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）を添付すること。

② 法人の合併又は分割による承継の場合

承継があったことを確認できる書面、承継する法人の登記事項証明書及び定款を添付すること。

3. 土砂埋立行為の許可を受けた者の地位を承継した者は、土砂埋立区域内の土地所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該承継の事実を通知しなければならないことになっているので留意すること。（条例第29条第2項関係）

土砂埋立行為承継届出書

年 月 日

様

郵便番号
住 所
氏 名 法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名

広島県土砂の適正処理に関する条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在 面 積	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
承 継 年 月 日		年 月 日
承継前の事業者の 住所及び氏名 法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	住所 氏名	
現場管理責任者の氏名及び職名		
(承継人が未成年者の場合) 法定代理人の 住所及び氏名 法人にあつては、その名称 及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	氏名 住所	
承 継 の 理 由		
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為承継届出書作成要領（様式第16号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「Ⅶ申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の地位を承継した者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「許可年月日及び許可番号」

許可年月日及び許可番号を許可書どおり記載すること。

(5) 「承継年月日」

実際に承継した日を記載すること。

(6) 「承継前の事業者」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名及び職名」

承継後に、土砂埋立行為の現地において土砂の搬入状況を管理し、土砂埋立行為が申請どおりに実施されるよう監督する者の氏名及び職名を記載すること。なお、承継前と変更がない場合もその旨同様に記載すること。

(8) 「(承継人が未成年者の場合) 法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地」

未成年者の場合に記載すること。

(9) 「承継の理由」

相続、合併又は分割の経緯等を踏まえて、詳細に記載すること。また、当該欄に書き込まない場合は、当該欄に“別紙 承継の理由書のとおり”と記載し、任意の様式に承継理由を記載するとともに、承継があつたことを確認できる書類を添付すること。

なお、承継は、条例第16条の規定による許可に係る土砂埋立行為の全部を承継させるものに限る。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）」、「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌに該当しないことを誓約する書面」、「位置図及び周辺の見取図」、「法令等の許可等の状況に関する書面」

土砂埋立行為許可申請書の「添付書類及び図面作成要領」に準じて作成すること。

10. 土砂埋立行為の譲受の許可の編さん順序

●土砂埋立行為の譲受の許可に必要な書類・図面一覧表

(条例第30条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂埋立行為譲受許可書（規則様式第18号）	
2	申請者の住民票の写し（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）	
3	発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の出資者の住民票の写し	※
4	申請者の使用人の住民票の写し（規則第22条の使用人がある場合）	※
5	<u>（申請者が未成年の場合）</u> 法定代理人の住民票の写し <u>（法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の住民票の写し）</u>	※
6	申請者が条例第19条第1項第1号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面	
7	土砂埋立区域内の土地所有者の同意書 ①申請者と土地所有者が異なる場合 ②登記名義人と同意者が異なる場合は、権利関係説明図を添付	※
8	土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	※
9	法令等の許可等の状況に関する書面（譲受けにより新たに必要な場合）	※
10	譲受けがあったことを確認できる書類	
11	位置図及び周辺の見取図	
12	その他知事が必要と認める書類及び図面 （土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面）	

- 注) 1. 「備考」欄に※印のある書類等については、該当する場合に添付すること。
2. 番号12については、土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面を添付すること。なお、根拠資料等として残高証明等を添付すること。

VI 届出及び許可後の主な留意事項

1. 土砂の搬出の届出後の主な留意事項

土砂の搬出の届出を行った等の場合には、次の手続をする必要が生じますので、十分留意して実施してください。

変更の届出

- 1 届出者は、届出者若しくは発注者に係る事項の変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に、また、それ以外の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を処理計画変更届出書（様式第 3 号）を提出してください。

ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。

状況の変更の届出

- 2 元請負人又は一時たい積行為を行う者は、状況の変更（当初計画では土砂の搬出の数量が 500m³ 以下であったが状況の変更により 500m³ 以上となる場合）により届出の手続が必要になったときは、500m³ 以上となる日の前日までに土砂処理計画届出書（様式第 1 号）を提出してください。

完了等の届出

- 3 届出者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して 20 日以内に土砂搬出完了（廃止）届出書（様式第 4 号）を提出してください。

当該届出に係る土砂の搬出を廃止したときも、同様です。

勸告等

- 知事は、当該届出の内容が土砂の適正な処理をする上で適当でないと認めるときは、届出者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができることになっています。

☆ 詳しい手続等については、申請書等の提出窓口に確認等してください。

2. 土砂埋立行為の許可を受けた後の主な留意事項

土砂埋立行為許可には、次の届出、報告等をするように条件が付けられていますので、十分留意して実施してください。

着手届

- 1 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に着手届（様式第13号）を提出してください。

関係書類等の閲覧

- 2 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、利害関係者（近接住民等）の求めに応じて申請した書類等を閲覧させてください。

標識の掲示

- 3 許可事業者は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、氏名又は名称その他を記載した標識（様式第12号）を掲示してください。

定期的な報告

- 4 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から6月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該6月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に書類等を添えて報告書（様式第14号）を提出してください。

変更の許可等

- 5 許可事業者は、許可に係る事項の変更をしようとするときは、変更許可申請書（様式第10号）を提出し許可を受けてください。

ただし、軽微な変更の場合は、変更届出書（様式第11号）を提出するとともに、土地の所有者等にも通知してください。

完了届又は廃止届

- 6 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了したときは、当該土砂埋立行為を完了した日から起算して10日以内に完了届又は廃止届（様式第15号）に出来形図を添えて提出してください。

地位承継届

- 7 許可事業者は、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、承継があった日から30日以内に、承継届出書（様式第16号）にその事実を証する書面を添えて提出してください。なお、土地埋立区域内の土地所有者等に承継の事実を通知してください。

譲渡

- 8 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、譲渡許可申請書（様式第18号）に関する書類等を添えて提出し許可を受けてください。

☆ 詳しい手続等については、申請書等の提出窓口を確認等してください。

土砂埋立行為譲受許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名)

広島県土砂の適正処理に関する条例第30条第1項の規定により、土砂埋立行為の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

土砂埋立区域	所 在	
	面 積	m ²
譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間		年 月 日 ~ 年 月 日
譲受けの相手方の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 受 け の 理 由		
現場管理責任者の氏名及び職名		
(申請者が未成年者の場合) 法定代理人の住所及び氏名 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂埋立行為譲受許可申請書作成要領（様式第18号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は1部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」又は「広島県知事」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況及び権限者については「VII申請書等の提出窓口」を参照すること。

(2) 「申請者の氏名」

本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者から譲り受け、継続して実施しようとする事業者の氏名（法人の場合は当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「土砂埋立区域の所在及び面積」

許可書に記載してある所在及び面積を記載すること。

(4) 「譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号」及び「譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間」

許可年月日及び許可番号、許可の期間を許可書どおり記載すること。

(5) 「譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

現時点で本条例の許可を受けて土砂埋立行為を行っている事業者の氏名（許可を受けている者が法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名）及び住所を記載すること。

(6) 「譲受けの理由」

申請者が当該土砂埋立行為を譲り受けようとするに至った経緯等を踏まえて、詳細に記載すること。また、当該欄に書き込めない場合は、当該欄に“別紙 譲受けの理由書のとおり”と記載し、任意の様式に譲受理由を記載するとともに、譲受けがあったことを確認できる書類を添付すること。

(7) 「現場管理責任者の氏名及び職名」

譲受け後に、土砂埋立行為の現地において土砂の搬入状況を管理し、土砂埋立行為が申請どおりに実施されるよう監督する者の氏名及び職名を記載すること。なお、譲受け前と変更がない場合もその旨同様に記載すること。

(8) 「(申請者が未成年者の場合) 法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地」

未成年者の場合に記載すること。

添付書類及び図面作成要領

(1) 「土砂埋立区域内の土地所有者」及び「土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の同意書」

現在許可を受けている事業計画の内容に変更がない場合であっても、譲受けようとする者が当該行為を行うことについて同意していることを証する書類として添付すること。

(2) 「住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）」、「申請者が条例第19条第1項第1号イからヌに該当しないことを誓約する書面」、「位置図及び周辺の見取図」、「法令等の許可等の状況に関する書面」

「土砂埋立行為許可申請書作成要領」等に準じて作成すること。

VII 申請書等の提出窓口 (R5. 4. 1 現在)

1. 県の機関

事務所名	連絡先	所管区域
西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話 (082) 513-5456	広島市、大竹市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町
西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 (082) 422-6911	竹原市

◆県ホームページ<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/1170661371413.html> をご覧ください。

2. 事務を移譲した市町

呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町（埋立許可については、町独自条例による。）、世羅町、神石高原町

許可等の権限者

手続	権限者	
	県が権限を有する場合	事務を移譲した場合
土砂の搬出	県農林水産事務所（農林事業所）長	市町長
土砂の埋立	<許可面積：5ヘクタール未満> 県農林水産事務所（農林事業所）長 <許可面積：5ヘクタール以上> 県知事	市町長

◆建設工事の区域又は一時たい積行為を行う土地の区域や土砂埋立区域が2以上の管轄区域にまたがる場合等、詳細については、申請等の提出窓口にお問い合わせください。

Ⅶ 土砂条例【Q&A】

目 次

1. 総則関係	・・・ p8-1
2. 土砂の搬出関係	・・・ p8-1
3. 土砂埋立行為関係	・・・ p8-5
4. 土砂搬入禁止区域	・・・ p8-9
5. 雑則	・・・ p8-10
6. 手続全般	・・・ p8-11

総則関係

Q 1-1 建設発生土について、土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、本条例の「土砂」に該当しますか。

土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、通称、廃棄物混じり土と呼ばれ、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の廃棄物であると見なされるため、本条例の対象とする土砂には当たらないと考えられます。なお、産業廃棄物の取扱いについては、廃掃法を所掌する機関に相談してください。

また、このような疑義が生じることのないよう、発生場所において土砂とコンクリート類とを厳正に分別し、それぞれ適切に処理をしていただくようお願いします。

Q 1-2 製鉄の過程で生成される鉄鋼スラグや石炭スラグは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

鉄鋼スラグや石炭スラグは、路盤材等として土砂と同等に利用されていますが、建設工事による副産物として発生するものではなく、生成後、規格に適合するものは、路盤用やアスファルト混合用骨材等の商品として流通しており、不適切に処分されるおそれがないこと、また、規格に適合しないものは、産業廃棄物として処理されるものであること、といった点を考慮し、生成された時点では、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、鉄鋼スラグや石炭スラグであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常の建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることとなります。

Q 1-3 責務の規定の中に、市町の責務に関する規定がありませんが、市町の果たすべき役割はないのですか。

県が市町の責務を一方向的に規定することは、県と市町は対等な関係にあるとする地方分権の推進の考え方に照らして適切でないため、条例には市町の責務を規定していません。

しかしながら、県の責務の中で、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、市町と連携して監視体制の整備に努めることとしており、最も住民に近い行政機関として情報収集面での市町の協力は不可欠と考えています。

また、公共事業の実施に当たり、市町が発注者や土砂埋立行為を行う者になる場合は、当然、これらの者に係る責務規定が市町にも適用されることとなります。

Q 1-4 コンクリート塊等を再資源化物したものは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

建設工事に伴い発生するコンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊は破砕等されて再生砕石、再生土砂、再生コンクリート骨材、再生路板材等として再利用されているところですが、これらの再資源化物については、有益な利用がなされないものは産業廃棄物として処理されているところであり、商品として流通しているものに関しては、不適切に処分されるおそれがないことといった点を考慮し、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、コンクリート塊等を再資源化物したものであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常の建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることとなります。

2 土砂の搬出関係

Q 2-1 建設工事の実施によって発生する土砂の搬出の届出は、発注者、元請負人のどちらが行うこととなりますか。

建設工事により発生する土砂の搬出に係る処理計画の届出は、条例第8条第1項で規定されているように、元請負人が行うこととなります。

Q2-2 工事で発生する土砂の処分先を指定して発注する建設工事について、条例施行規則第5条第1号により「適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めた」場合は、搬出の処理計画の届出を要しないことになっていますが、この手続は、発注者、元請負人のどちらが行うことになりますか。

土砂の処分先を指定して発注する工事の場合、請負契約を締結し元請負人が決定するのを待つまでもなく、発注者によって搬出先が決定されていることから、このような工事については、請負契約締結前の段階で発注者から協議（このような工事が複数ある場合は一括して協議することも可能）を受け、土砂の適正な処理が見込めるかどうかを判断することにより、事務の簡素化を図ろうとする主旨で設けた規定です。

したがって、この協議に関する手続は発注者が行うことになります。

Q2-3 土砂の搬出先を指定して発注する建設工事からの土砂の搬出であって、「土砂の適正な処理が行われるもの」として知事が認める場合とは、どのようなものが想定されているのですか。

発注者が指定する搬出先が、土砂の埋立てを行うために必要な法令等の手続がとられており、かつ、残土券による搬出・搬入管理など土砂を適正に処理するための体系が確立されている処分場であって、当該土砂の受け入れが確実にされると認められるような場合を想定しています。

Q2-4 発注に当たり、発生する土砂の一部（500立方メートル以上）について処分先を指定（指定処分）し、残り（500立方メートル未満）については処分先を指定しない（自由処分）場合は、指定処分する土砂について発注者が事前協議すれば、自由処分する土砂の処理計画の届出は不要と考えてよいですか。（発生土のうち良質土は他の工事へ流用し、その他は自由処分で民間の処分場へ搬出するような場合）

建設工事により発生する土砂については、一定規模以上のまとまった土砂が全体としてどのように処理されるかを把握する必要があるため、その総量を基準に処理計画の届出の必要性を判断することとしています。このため、発生する土砂の一部を指定処分するとして発注者から規則第5条第1号の規定の適用に関する協議があったとしても、元請負人が自由処分により処理する土砂については処理計画の届出を不要とすることはできません。

このような場合は、事務が煩雑になるのを防ぐためにも、土砂の総量について発注後に元請負人から処理計画書の届出を行うのが適当と考えます。

Q2-5 建設工事により土砂が搬出され、その土砂を事業区域の近くの土地に仮置きする場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。

事業区域外に土砂を搬出する場合、事業区域からの距離の遠近に関係なく、搬出する土砂の数量が500立方メートル以上であれば、土砂の搬出の届出が必要です。また、搬出した土砂を仮置きする場合、仮置きに使用される土地の面積が2,000平方メートル以上であれば、土砂埋立行為（一時たい積行為）の許可が必要となります。

Q2-6 県外の建設工事で発生した土砂を県内に持ち込む場合、土砂の搬出の届出の対象となりますか。

本条例における土砂の搬出に関する届出制度は、県内で発生する土砂の動きを把握し、土砂が適正に処理されるよう指導するために設けたものです。したがって、県外で発生した土砂を県内に持ち込む場合は、本条例による土砂の搬出の届出は不要になります。

逆に、県内の建設工事で発生した土砂を、県外に持ち出す場合は、土砂の搬出の届出が必要になります。

Q2-7 建設工事で発生した土砂を他の工事箇所に流用する場合も搬出の届出は必要ですか。

他の工事箇所（土砂が発生する建設工事の区域外）へ搬出する場合は、処理計画の届出が必要になります。このようなケースでは、請負契約締結前に発注者と土砂の受入先との調整が行われ

ていると考えられるので、規則第5条第1号による知事の事前承認の手続により事務の簡素化を図ることも検討してください。

Q2-8 建設工事において掘削した土砂1,000立方メートルをまとめて搬出するため、一旦建設工事の区域外の自社が管理する仮置場に仮置き（一時たい積）した後、最終処分場所へ搬出（月間500立方メートル以上）するときは、「土砂処理計画届出」と「一時たい積土砂処理計画届出」の両方が必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」と仮置場から最終処分場への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」の両方の届出が必要になります。

Q2-9 建設工事において掘削した土砂5,000立方メートルを、建設工事の区域が狭いため、一旦区域外に仮置き（一時たい積行為に要する土地の面積2,000平方メートル以上）した後、再度埋め戻しのため区域内に戻す（月間500立方メートル以上）場合、「土砂処理計画届出」、「一時たい積行為許可」、「一時たい積土砂処理計画届出」がそれぞれ必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」、仮置場への土砂の一時たい積行為に係る「一時たい積行為許可」、仮置場から当該建設工事への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」が必要になります。

また、当該建設工事が規則で定める公益事業や法令等の許可等を受けて行う工事ではなく、埋め戻しに係る事業区域の面積が2,000平方メートル以上であるときは、「土砂埋立行為許可」も必要になります。

ただし、仮置場が当該工事から搬出される土砂専用であって、かつ、仮置場の設置者が当該建設工事の元請負人である場合の土砂の搬出に係る届出については、搬出先を当該建設工事箇所とし、届出書の「その他参考となる事項」の欄に仮置場に一時たい積することを明記することにより「一時たい積土砂処理計画届出」を省略し、「土砂処理計画」の届出で済むよう事務を簡素化しています。

Q2-10 一時たい積した土砂1,800立方メートルを毎月600立方メートルずつ3か月連続で搬出する場合、土砂の搬出の届出は毎月必要になりますか。

質問のようなケースでは、毎月届出が必要になります。また、毎月の土砂の搬出が完了した場合は、その都度、土砂搬出完了届出書の提出が必要になります。

Q2-11 地方公共団体が発注する建設工事で、土砂の搬出量が条例に規定する規模（500立方メートル）以上になる場合、その工事の元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要がありますか。

本条例では、国や地方公共団体が発注する建設工事から発生する土砂も、届出の対象としているため、これらの工事から条例に規定する規模（500立方メートル）以上の土砂を搬出する場合、元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要があります。公共事業によって発生する土砂を一旦仮置きした後、最終処分箇所へ搬出する場合も同様です。

Q2-12 建設工事（A箇所）において不足土が生じたため、元請負人が請負った建設工事の区域外（B箇所）から土砂を500立方メートル以上当該工事に搬入する場合、条例の搬出届の対象になりますか。

この場合、B箇所からA箇所への土砂の搬出の届出が必要になります。なお、届出者は元請負人になります。

Q 2-13 建設工事に伴う土砂の搬出が500立方メートル以上の場合は、土砂の搬出の届出が必要とされていますが、月間の搬出量がどんなに少なくても、総搬出量が500立方メートル以上のときは土砂の搬出の届出が必要ですか。(例えば、毎月100立方メートルずつ6か月間搬出するような場合)

建設工事に伴う搬出の場合は、当該工事からの総搬出量が条例の対象になるため、総量が500立方メートル以上の場合は、毎月の搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出が必要になります。

Q 2-14 一時たい積した土砂の搬出において、毎月の搬出量は500立方メートル未満ですが、総搬出量では500立方メートル以上になる場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。(例えば、毎月300立方メートルずつ2か月間搬出するような場合)

一時たい積場からの土砂の搬出については、毎月の搬出量が条例の対象になるため、毎月の搬出量が500立方メートル未満の場合は、一時たい積場からの総搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出は不要となります。

Q 2-15 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル未満の予定であったものが、工事の途中で500立方メートル以上となること判明した場合、状況の変更による処理計画の届出を行うこととなりますが、このとき、処理計画書が受理されるまで土砂の搬出を止める必要がありますか。

条例第11条第1項の規定により、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートルに達する日の前日までに処理計画の届出がなされていれば、受理書の交付があるまでの間も土砂の搬出を継続することができますが、届出の前に500立方メートルに達した場合は、土砂の搬出を停止する必要がありますので、余裕を持って処理計画書を提出してください。

また、届け出られた処理計画書について、知事が搬出先の変更等を勧告した場合も、一旦土砂の搬出を停止した上で、処理計画の見直しをする必要があります。

Q 2-16 建設工事で、発注者の管理するストックヤードに仮置きした後、発注者の指示で別の場所で盛土工事を行うために搬出する場合、ストックヤードからの土砂の搬出の届出は、元請負人、発注者のどちらが行うこととなりますか。

ストックヤードからの搬出の届出を行う必要があるのは、条例で一時たい積行為を行う者とされています。質問の場合、一時たい積行為を行っている者とは、ストックヤードを設置し土砂を搬入させている者、すなわち、ストックヤードを管理している発注者が搬出の届出を行うこととなります。

Q 2-17 採石場で採取された土砂であっても、廃土石については搬出の届出が必要とされていますが、廃土石を利用したいという要望を受けて、有料で引き渡す場合でも搬出の届出は必要ですか。

採石行為の目的物として採取される土砂は、建設工事の副産物として発生するものではなく、プラント等を経由して粒径等をほぼ同一にした製品として搬出され、道路の路盤材や造成宅地の覆土として適正に利用されることが見込まれますが、廃土石の場合は採石行為の副産物として生じるものであり、有料で引き取られたとしても、本来の製品として出荷することを目的として採取された土砂ほどの適正な利用が確実視できないため、届出が必要になります。

なお、廃土石に伐採木等が混入している場合は、廃棄物処分場に処分する必要があります。

Q 2-18 土砂の搬出の届出で、運搬経路等を示すようになっていますが、運搬業者に指示するとき、どのような点に気をつければ良いですか。

運搬経路に住宅密集地や大型車の通行が困難と思われる狭隘な道路、通学路に指定されている道路、過去に土砂の運搬車両の通行に対して苦情の出ている地域といったものがある場合は、通行時間帯、土砂を運搬する車両の大きさ、1日当たりの搬出量(発生交通量)等について配慮をしていただく必要があります。したがって、処理計画の届出の中でこれらの配慮が十分されてい

ない場合は、何らかの勧告をさせていただく場合もあります。

Q 2-19 土砂処理計画が不適切と判断されたときに、知事から受ける勧告とは、どのような内容になるのですか。

土砂処理計画が不適切と判断されるのは、搬出先となる処分場が行政機関から是正指導を受けていたり、処分場の開設に必要な法令等の許可等がとられていない場合や、搬出経路が狭隘な道路で大型車両の頻繁な往来により一般車両の通行に支障があると認められるような場合が考えられます。

したがって、このような場合に知事が勧告する内容としては、搬出先の変更、搬出先が法令等の許可等を受けるまで搬出を中止すること及び搬出経路の変更などが考えられます。

Q 2-20 知事から搬出先を変更するよう勧告されたとき、新たな搬出先の選定が難航しているため変更した処理計画の届出が遅れているような場合も、氏名等を公表されることになりませんか。

氏名等の公表については、勧告に従わない場合必ず行うというのではなく、例えば必要な法令等の許可等を受けていない処分場への搬出を計画し、知事が搬出先の法令等の手続が終了するまで土砂の搬出を中止するよう勧告したにもかかわらず土砂を搬出し、結果として違反行為の拡大を助長しているような場合に、県民に対して情報を提供し、このような事業者に新たな土砂の搬出を伴うような工事を請負わせることに対する県民の的確な選択や判断を求めるという公益上の必要性があるような場合に行うものです。

例えば、勧告によって土砂の搬出は停止したものの、搬出先を変更することについて発注者との間で契約変更が必要になり、その手続に時間を要しているなど、新たな処理計画の届出が遅れていることについて正当な理由があると認められるような場合には、公表の必要はないと考えています。

Q 2-21 土砂を搬出する期間が3ヶ月以上延長する場合は、処理計画変更届出書を提出することとされていますが、土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合はどのような手続きが必要ですか。

土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合や3ヶ月未満の延長であれば、処理計画変更届出書の提出は必要ありません。なお、土砂搬出完了届出書は、土砂の搬出が完了した日から起算して20日以内に提出してください。

Q 2-22 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル以上の予定であったものが、工事の途中に500立方メートル未満となることが判明した場合はどのような手続きが必要ですか。

処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満となった日から起算して20日以内に土砂搬出廃止届出書を提出してください。

3 土砂埋立行為関係

Q 3-1 土砂埋立行為の許可が必要となる2,000平方メートルとは、どの範囲のことをいうのですか。

条例第2条第6号で規定している「土砂埋立区域」のことをいいます。この区域は、実際に土砂埋立行為が行われる土地だけでなく進入路敷地や排水施設敷地などの土砂埋立行為に関連する土地の区域を含むとされています。

例えば、実際に土砂を埋立てる土地の面積が1,800平方メートルしかなくても、その埋立

行為に伴い設置等する進入路部分が300平方メートルあるような場合は、土砂埋立区域の面積が2,000平方メートル以上になるため土砂埋立行為の許可が必要になります。

なお、造成済みの敷地内において一時たい積行為を行う場合で、既存の進入路や排水施設に何ら手を加えないときは、土砂埋立区域に含める必要はありません。

Q3-2 隣接する土地の面積を合計すると2,000平方メートル以上の面積となるが、個々の土地の面積は2,000平方メートル未満の場合、土砂埋立行為の許可は必要ですか。

質問のようなケースの場合は、これらの隣接して行われている土砂埋立行為に一体性が認められるかどうか（一団の土地において行われている土砂埋立行為とみなし得るか否か）ということが問題となります。一体性の有無については単に場所が隣接しているというだけではなく、土砂埋立行為を行っている者の人格、全体計画の有無、防災施設や進入路等の配置や構造等について総合的に検討し判断することになります。この結果、個々には2,000平方メートル未満の土砂埋立行為であっても、当該行為に一体性が認められ、全体として2,000平方メートル以上の土砂埋立行為となるときは、条例による許可を受ける必要があります。

Q3-3 敷地の一部を資材置場、残りの部分を土砂のストックヤード（一時たい積場）として使用する場合、土砂埋立区域をどのように考えれば良いですか。

資材置場に使用する部分とストックヤード（一時たい積場）に使用する部分が、構造物等で明確に区分されている場合は、専らストックヤード（一時たい積場）として利用されている部分のみが土砂埋立区域と考えられますが、両者の間に明確な仕切りがなく、現在資材置場となっている部分についても、状況によってストックヤード（一時たい積場）として使用が可能な形状になっている場合は、資材置場部分も含めた敷地全体を土砂埋立区域として考えます。

Q3-4 規則第16条の法令等の許可等の中に公有水面埋立法による免許が入っていませんが、この免許を受けて行う土砂埋立行為は適用除外にならないのですか。

この条例は、土砂埋立行為の定義として「土地の埋立や土地への土砂のたい積」としており、土地ではない公有水面の埋立ては元々条例の対象外になっています。

Q3-5 Aが旧宅地造成等規制法の許可を受けて宅地造成工事を行っている土地（2,000平方メートル以上）に、Bが別の工事で発生した土砂を搬入する場合、Bは土砂埋立行為の許可を受ける必要がありますか。

土砂埋立行為の許可を受ける必要があるのは、土砂による埋立てを伴う工事の実施主体（施工）であるため、質問の場合は宅地造成工事の実施主体であるAが許可申請を行うべき者ということになります。ただし、本件の場合、Aは当該宅地造成工事について旧宅地造成等規制法の許可を受けているので、条例第16条第8号の規定により、旧宅地造成等規制法の許可を受けている旨の届出をすれば、条例による許可は不要ということになります。

Q3-6 規則第9条第2号の「土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂」とは、どのようなものが想定されているのですか。また、再資源化施設で土の粒度調整だけを行うものは、当該規定が適用されますか。

土質改良プラントで石灰やセメントなどを混ぜて固化処理することにより生成される改良土、製砂プラントで湿式又は乾式の分級機により流体を利用することにより生成される再生砂を想定しており、簡単な施設でふるい分けによる粒度調整のみを行っているものまで規則第9条第2号によって搬出の届出の対象外とするものではありません。

したがって、再資源化施設における規則第9条第2号の適用の有無については、個々の施設ごとに判断する必要があります。

Q 3 - 7 県外で建設工事を請負った業者Aが、当該工事で発生した土砂を県内の他の業者Bが管理（施主）する残土処分場（2, 000平方メートル以上）に搬入する場合、土砂埋立行為の許可が必要ですか。また、この場合申請を行うのはA、Bのどちらになりますか。

県外で発生した土砂であっても、県内で土砂埋立行為が行われる場合は許可が必要になります。質問のケースの場合、申請を行うのは残土処分場を管理（施主）するBになります。

Q 3 - 8 建設工事の隣接地で、農地等の土地所有者から、工事で発生する土砂を入れてもらいたいという要望があり、土砂を当該農地等へ搬入する場合、搬入する土地の面積が2, 000平方メートル以上の場合、建設工事の発注者が条例の許可申請を行うことになりますか。

土砂埋立行為の許可申請は、その埋立行為の実施主体（施主）が行うことになります。質問のケースでは、建設工事の発注者は、農地等の所有者からの依頼を受けて元請負人に土砂の搬出先を指示しただけであり、埋立行為の実施主体（施主）は、土地利用上の目的を持って土砂の搬入を依頼した土地所有者ということになるため、土地所有者から許可申請していただく必要があります。

ただし、建設工事の発注者が、当該工事の残土処理を行うために農地等の土地所有者から使用貸借をとって土砂埋立行為を行う場合は、発注者がその埋立行為の実施主体（施主）になることから許可申請していただく必要があります。

Q 3 - 9 採石法や砂利採取法の認可を受けて土石の採取を行っていた箇所において、採取が完了したため区域外から土砂を搬入して跡地整理をする場合、土砂埋立行為の許可を受ける必要がありますか。

区域外からの土砂の搬入による埋立行為が、採石法や砂利採取法の認可を受けた最終形の形に仕上げるために必要なものである場合は、規則第16条第1項の法令等の許可等を受けた行為に該当するため、事前に知事に届出をすれば許可は不要となります。

Q 3 - 10 地権者が複数の場合は、全ての地権者の同意が揃わないと許可申請することはできないのですか。

原則として、申請時には全ての地権者に事業計画の内容を説明した上で同意を取得しておく必要があると考えます。

ただし、相続の発生などにより一部の地権者の同意の取得に相当な時間を要するなど、申請時に地権者全員の同意が揃わないことについて正当な事由が認められる場合であって、地権者の3分の2以上の同意が得られており、かつ、その同意をした地権者の所有する土地の面積が、土砂埋立区域全体の面積の3分の2以上となるときは、申請書を受理することとしています。

なお、この場合においても、許可までには土砂埋立区域内の地権者全員の同意を取得する必要があります。

Q 3 - 11 複数の者が持分により所有している土地において、納税証明によって事実上の管理を行っている者が特定できる場合、その納税者を地権者の代表として同意を取得することで済ますことはできませんか。

納税証明によって、納税者がその土地を実質的に管理していることは確認できますが、所有権に基づく全ての行為が委任されているとまで判断することはできません。したがって、他の地権者からも同意を取得するか、当該納税者に権限を委任する旨の委任状を添付する必要があります。

Q 3 - 12 条例第19条第1項第1号トの土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるときは、どういう場合を想定されているのですか。

申請者の資質及び社会的信用の面から、適切な施工を期待できないような場合であり、具体的には、①申請者が、過去において繰り返し許可の取り消し処分を受けている場合 ②条例の他、都市計画法、宅地造成等規制法等の開発関係法令に違反し、逮捕、拘留その他の強制の処分を受

けている場合 ③条例の他都市計画法、宅地造成等規制法等の開発関係法令に係る違反行為を繰り返し、行政庁の指導等が累積している場合 などが考えられます。

Q 3 - 1 3 農地改良のために盛土を行う場合、許可申請が必要ですか。また、必要な場合の手続は土砂搬入する者、土地所有者のどちらが行うことになりますか。

農地の転用を目的としていない場合であっても、条例で規定する土砂埋立行為を行う場合は許可が必要になります。ただし、当該農地改良が土地改良法による土地改良事業として行われる場合は、許可を受ける必要のない公益事業に該当するため、許可は不要となります。

また、農地改良の場合は、土地所有者自身の土地利用計画に従って土砂埋立行為が行われるものであるため、実施主体（施主）は土地所有者ということになります。したがって、土地所有者が許可申請を行う必要があります。

Q 3 - 1 4 建設工事の現場代理人とその工事による発生土の埋立処分地の現場管理責任者は、同一人物が兼任できますか。もしできる場合、その現場管理責任者は、当該処分地へ別工事から搬入される土砂のための現場管理責任者を兼任することができますか。

土砂埋立行為の現場管理責任者は、許可を受けた事業者自らが土砂の搬入状況や土砂埋立行為の施工状況を適正に管理することを目的として、条例第 19 条第 1 項第 3 号で現地に配置することが許可の条件とされているものです。

したがって、建設工事の現場と埋立処分地が隣接しているような場合を除き、建設工事の現場への常駐を義務付けられている現場代理人との兼任は困難と考えます。

また、現場管理責任者の職務は、土砂埋立区域内における土砂の搬入状況や土砂埋立行為の施工状況の管理であることから、発生元の建設工事ごとに選任するものではなく、土砂埋立区域ごとに選任することになります。

Q 3 - 1 5 申請の際、現場管理責任者と申請者との雇用関係を確認する書類を添付する必要がありますか。

現場管理責任者は、建設業法に規定される現場代理人と異なり、規則第 39 条に規定される職務を果たせる者であれば特別な資格を要するものではなく、当該土砂埋立行為の許可を受けた者と雇用関係にある者である必要もないため、申請者との雇用関係を確認する書類の添付を義務付けてはませんが、許可に係る審査の過程で必要と認められる場合には、関係書類の添付を求めることがあります。

Q 3 - 1 6 現場管理事務所は、許可期間中ずっと設置しなければいけませんか。（残土の搬入がないときも設置しておかなければいけませんか。）

現場管理事務所は、現場管理責任者が規則で定められた職務を行うための施設として必要なものであり、原則として許可の期間中は設置されている必要がありますが、長期間にわたって土砂の搬入が行われなため、現場管理責任者がその職務を行う必要のないときまで設置を義務付けるものではありません。

ただし、その場合は、土砂の崩落等の発生を防止するため、定期的に現地を監視するとともに、関係者以外の立入ができないよう、バリケード等の侵入防止措置を講じる必要があります。

また、土砂の搬入が再開されるときには、現場管理事務所も設置されている必要があります。

Q 3 - 1 7 土砂埋立行為を行う場合の周辺住民への周知は、いつ行えば良いのですか。

県に許可申請をした後、許可を受けるまでの間に、規則に定める方法によって周辺住民への周知に努めてください。

Q 3 - 1 8 周知すべき対象となる「周辺住民」とは、どこまでの範囲の住民をいうのですか。

条例第 22 条の「周辺の住民」の範囲については、当該土砂埋立行為の行われる土地の周辺に

人家が全くない場合と人家が密集している場合とでは、周辺の住民の範囲も異なってくると考えられるため、許可申請を行った者が個々の土砂埋立行為の規模や期間、造成方法等の計画や地域の実状に応じて自ら判断し、その責任において周知を行うべきと考えますが、一般的な目安としては、当該土砂埋立区域の下流の町内会等の最小行政単位の区域とすることが考えられます。

Q3-19 求めがあった場合、関係書類等の閲覧に応じなければならない近隣の住民及び利害関係を有する者の範囲は、事業計画の周知と同一と考えれば良いのですか。

周知の対象は、少なくとも自分の居住する地域内で何が行われているかということ、住民が全く知らないということのないようにするため規定したものであることから、その対象は町内会、自治会といったものになると考えられますが、関係書類の閲覧については、土砂埋立行為によって直接影響を受ける者が、その埋立行為の内容を確認することができるようにするため設けた規定です。このため、騒音や振動等の影響等が考えられる近隣住民の他、搬入経路沿線における振動や粉塵の影響、土砂埋立区域下流域における濁水の流出の影響などの利害関係を有する者も閲覧の対象としています。

Q3-20 土砂埋立行為に着手したが、予定していた土砂の発生元の建設工事の進捗が遅れ、1年以上土砂の搬入がない場合も許可を取り消されてしまうのですか。

質問のケースのように土砂埋立行為が行われなかったことについて、正当な事由がある場合まで許可を取り消すものではありません。しかしながら、長期にわたって土砂埋立行為が休止されているような場合は、防災面からの現地の保全・管理と併せて、必要に応じ変更許可手続をとることを指導することになります。

Q3-21 土砂埋立行為の申請期間に上限はありますか。

条例上は期間の上限を定めてはいません。しかしながら、明確な根拠もなく長期間の申請をされたものについては、土砂埋立区域の規模や形状、土砂の搬入予定量等から判断して、合理的な期間を設定していただくよう指導等することとしています。

Q3-22 土砂埋立行為中の施工管理基準等がありますか。(許可期間中の土砂埋立又は一時的な積り行為についての排水処理、のり面勾配等)

土砂埋立行為中の排水施設等の基準については、規則別表第三、別表第五で、一時的な積り行為における排水施設等については、規則別表第四、別表第五でそれぞれ許可基準が示されており、この基準に適合して行為が実施されていることを、定期報告（6月ごと）等により確認することとしています。

4 土砂搬入禁止区域

Q4-1 土砂搬入禁止区域に指定された土地を、指定期間中に売買することは可能ですか。

土砂搬入禁止区域の指定は、当該土地における権利の移転を制限するものではありません。このため、指定期間中であっても売買は可能ですが、土地に対する処分であることから、地権者に異動があっても指定期間中は当該土地への土砂の搬入の禁止は継続されます。したがって売買の際には買主にその旨を十分説明し、トラブルが生じることのないようにする必要があります。

Q4-2 土砂搬入禁止区域を解除するときは、指定のときと同様に県報告示等が行われますか。

土砂搬入禁止区域は、6月以内の期間を定めて指定することとなっており、告示された指定期間が満了すれば告示等の行為によらず自動的に解除されるものです。ただし、告示された指定期間の途中で土砂搬入禁止区域に指定した要因が解消されたと認められる場合には、土砂搬入禁止区域の指定を解除する旨の告示をもって指定が解除されることとなります。

Q 4 - 3 土砂埋立区域だけでなく、その周辺も土砂搬入禁止区域に指定できることとしたのはなぜですか。

土砂埋立区域において土砂の崩落等が発生するおそれがある状況になっている場合、その周辺の土地に土砂が搬入されることにより土砂の崩落等が助長される場合もあることから、周辺の区域も必要に応じ土砂搬入禁止区域に指定できることとしました。この周辺の区域については、指定により私権を制限されることになるため、現地の地形等の状況を考慮して、必要最小限の範囲とすることとしています。

Q 4 - 4 土砂搬入禁止区域の指定に当たって、土地所有者の承諾は求めないのですか。

土砂搬入禁止区域に指定するのは、「土砂の搬入が継続されることにより人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合」であり、このような場合においては、公共の福祉が優先され私権が制限されることもやむを得ないものであることから、必ずしも土地所有者の承諾を得る必要はないと考えますが、事前に制度の趣旨や当該箇所の指定の必要性等について説明し、理解を得るように努めることとしています。

5 雑則

Q 5 - 1 土砂埋立行為については、申請者だけでなく埋立行為を請負った者まで、報告や資料の提出を求めるのはなぜですか。

土砂埋立行為については、実施主体（施主）が許可を受けることとなりますが、土砂の搬入状況や施工状況に関する資料は、実際に工事を行っている元請負人（下請負人も含む）でないと把握していないケースが考えられるため、元請負人（下請負人も含む）も報告や資料提出を求める対象とすることにしました。

Q 5 - 2 立入検査において、質問を受ける「関係人」とは、報告や資料の提出を求められるのと同等の範囲と考えて良いですか。

立入検査の際、質問の対象となり得る関係人とは、報告や資料の提出の対象となる者だけでなく、これらの者の代理人、使用人、従業員、土砂を運搬してきた運転手など、当該土砂埋立行為や土砂の搬出に関与した者が全て含まれます。

Q 5 - 3 土地所有者の義務として、土砂埋立行為の施工状況の把握に努めることとされていますが、遠隔地に居住していて、容易に現地の把握ができない場合はどうすればよいのですか。

条例では、土砂の適正処理を進める上で、土砂埋立行為に土地を賃貸している土地所有者に対しても、財産管理者の立場から自己の所有する土地において土砂が適正に処理されているかどうかを把握するよう努めることを義務付けることとしました。この把握の方法については、土地所有者が自ら現地に赴き、確認することが望ましいと考えますが、遠隔地に居住していたり高齢である等の理由で自ら確認することが困難な場合は、土砂埋立行為を行っている者から定期的に状況報告を求めたり、土砂埋立区域の近隣に住む親戚や知人等に確認を依頼し、報告を受けるなど、実状に応じた方法で把握に努めていただきたいと思います。

Q 5 - 4 土砂埋立行為により土砂の崩落等が発生するおそれがある場合、土地所有者が知事から受ける指導や助言とはどのようなものがありますか。

条例に基づいて行うものとしては、所有地への車両進入防止柵の設置、土砂埋立行為を行った者に対する土地の占有の解除及び土地への立入禁止処分を求める仮処分申請等の法的措置の実施等の助言や、土砂埋立行為を行った者に替わって防災措置を実施することの指導等が考えられます。

Q5-5 他法令の許可を受けている等の理由により、条例第16条による許可は不要とされた場合、条例第40条の土地所有者の義務も発生しないと考えて良いのですか。

条例第40条の土地所有者の義務に関する規定は、条例による土砂埋立行為の許可申請を行うに当たり、条例第18条の規定による同意をした土地所有者に適用されるものです。

したがって、条例第16条による許可が不要とされた土砂埋立行為における土地所有者には、条例第40条の規定による義務は課されませんが、その場合も条例第6条の「土地所有者の責務」に関する規定は適用されるので、土砂埋立行為のために土地を使用させる場合には十分留意してください。

6 手続全般

Q6-1 土砂条例に関する市町への事務・権限の移譲について教えてください。

現在、広島県では分権改革を推進しており、土砂条例についても市町への事務・権限の移譲を進めています。

事務・権限を移譲した市町は、次表のとおりとなりますので、移譲した市町における土砂条例の手続は、各市町で行ってください。

事務・権限を移譲した市町（令和5年4月1日現在）

移譲年月日	移譲した市町
平成18年4月1日	三次市
平成19年4月1日	三原市、大崎上島町(埋立許可については、町独自条例による。)
平成20年4月1日	府中市、廿日市市、江田島市、安芸太田町、北広島町、神石高原町
平成21年4月1日	呉市、尾道市、庄原市、東広島市、世羅町
平成22年4月1日	福山市

Q6-2 「土砂処理計画届出書」及び「土砂埋立行為許可申請書」は誰が提出するのですか。また、どこに提出するのですか。

「土砂処理計画届出書」は、土砂を発生させる建設工事の元請負人、「一時たい積土砂処理計画届出書」は、当該一時たい積行為を行う者（ストックヤードを設置・管理する者）、「土砂埋立行為許可申請書」は、当該土砂埋立行為の実施主体（施主）が、それぞれ書類を作成し、提出することになります。

提出先は、県が事務を行っている場合には、各農林水産事務所（農林事業所）林務（第一）課になりますが、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q6-3 提出書類の宛名は、提出先の「農林水産事務所長」としてよいですか。

各書類の宛名は、その書類の権限者宛てになりますので、県が事務を行っている場合には、「VII許可等の権限者」を参考に「広島県知事」又は「広島県〇〇農林水産事務所長」としてください。

なお、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q6-4 搬出処理計画の届出者は、建設工事の現場所長でよいのですか。

原則として代表権のある者を届出者としてください。なお、委任状により、代表権のある者から現場所長等に権限が委任されていることが確認できる場合（届出書に委任状添付）は、この委任をされた者を届出者とすることも可能となります。

Q6-5 元請負人がJVの場合、搬出処理計画の届出はどのようにすればよいのですか。

JV自体は法人格を持たないため、JVでの届出はできません。したがって、当該JVを構成する各社の代表者の連名で届出を行う必要があります。

Q6-6 押印廃止の背景について教えてください。

県では、「行政のデジタル化」を強力的に推進し、県民の皆様の利便性の向上と質の高い行政サービスの提供に繋げることをしております。こうした取組の一環として、行政手続のオンライン化を推進していくため、令和3年8月1日より、県に提出する申請書類等について、原則として押印を廃止することになりました。

Q6-7 いわゆる盛土規制法の運用との関係はどうなりますか。

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）が指定されることを踏まえ、条例の「災害の防止」を目的とする規制については、盛土規制法に一本化を図ることとし、令和5年9月28日（本県における盛土規制法の運用開始日（広島市、呉市及び福山市を除く。））に改正条例を施行しました。

具体的には、盛土規制法に基づき指定された規制区域における土砂埋立行為については、条例第16条の土砂埋立行為の許可を不要とすることとしました。

なお、当該規制区域指定の際現に条例第16条の許可に係る土砂埋立行為が完了していないものについては、当該土砂埋立行為が完了又は廃止するまで引き続き条例の適用を受けます。